

平成27年3月

平成26年の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
組織犯罪対策企画課

平成26年の暴力団情勢 目次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 平成26年における主な暴力団情勢とその対策 | 1 |
| 2 | 暴力団その他反社会勢力の情勢 | |
| (1) | 暴力団構成員等の状況 | 1 |
| (2) | 主要暴力団の動向 | 3 |
| ア | 山口組の動向 | 3 |
| イ | 住吉会の動向 | 3 |
| ウ | 稲川会の動向 | 3 |
| (3) | 暴力団以外の反社会勢力の状況 | 4 |
| ア | 総会屋・会社ゴロ等の状況 | 4 |
| イ | 社会運動等標ぼうゴロの状況 | 4 |
| 3 | 暴力団犯罪の検挙状況等 | 5 |
| (1) | 全般的検挙状況 | 5 |
| ★ | トピックスⅠ 暴力団の特殊詐欺への関与 | 5 |
| (2) | 主要3団体に係る犯罪の検挙状況 | 9 |
| (3) | 山口組・弘道会に対する集中取締り | 10 |
| (4) | 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等 | 11 |
| ア | 事業者襲撃等事件の発生状況 | 11 |
| イ | 対立抗争事件の発生状況 | 12 |
| ★ | トピックスⅡ 工藤會に対する集中取締り | 13 |
| (5) | 銃器発砲事件の発生状況 | 14 |

| | | |
|----------|------------------------------|-----------|
| (6) | 拳銃押収丁数 | 14 |
| (7) | 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況 | 15 |
| (8) | 資金獲得犯罪の検挙状況 | 15 |
| ア | 26年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴 | 15 |
| イ | 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況 | 16 |
| ウ | 伝統的資金獲得犯罪 | 17 |
| エ | 企業活動を利用した資金獲得犯罪 | 19 |
| オ | 企業対象暴力及び行政対象暴力 | 21 |
| カ | 金融・不良債権関連事犯 | 22 |
| 4 | 暴力団対策法の施行状況等 | 23 |
| (1) | 指定状況 | 23 |
| (2) | 行政命令の発出状況 | 23 |
| ア | 中止命令 | 23 |
| イ | 再発防止命令 | 24 |
| ウ | 請求妨害防止命令 | 26 |
| エ | 用心棒行為等防止命令 | 26 |
| オ | 禁止命令 | 26 |
| カ | 事務所使用制限命令 | 26 |
| (3) | 命令違反事件の検挙状況 | 27 |
| 5 | 暴力団排除条例の施行状況等 | 30 |
| (1) | 条例の制定及び施行 | 30 |
| (2) | 条例の適用状況 | 30 |
| ア | 勧告等事例 | 30 |
| イ | 検挙事例 | 30 |

| | | |
|----------|-----------------------|-----------|
| 6 | 暴力団排除等の推進 | 31 |
| (1) | 公共部門における暴力団排除 | 31 |
| | ア 公共事業等からの暴力団排除 | 31 |
| | イ 各種業法による暴力団排除 | 32 |
| | ウ その他公共部門における暴力団排除 | 33 |
| (2) | 民間部門における暴力団排除 | 33 |
| | ア 企業活動からの暴力団排除 | 33 |
| | イ 証券取引における暴力団排除 | 33 |
| | ウ 中小企業等における暴力団排除 | 34 |
| | エ 祭礼・露店からの暴力団排除 | 34 |
| (3) | 地域・住民による暴力団排除 | 34 |
| | ア 損害賠償請求等に対する支援 | 34 |
| | イ 事務所撤去運動に対する支援 | 34 |
| (4) | 暴力団排除活動に対する支援 | 35 |
| | ア 保護対策の強化 | 35 |
| | イ 暴力団情報の提供 | 35 |
| (5) | 都道府県センターの活動状況 | 35 |
| | ア 暴力団関係相談の受理及び対応 | 35 |
| | イ 不当要求防止責任者講習の実施 | 35 |
| | ウ 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰の状況 | 36 |
| ★ | トピックスⅢ 適格都道府県センターへの認定 | 37 |
| ★ | トピックスⅣ 準暴力団について | 38 |

1 平成26年における主な暴力団情勢とその対策

26年は、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が5件、対立抗争に起因するとみられる不法行為が18回発生した。これらの事件の中には、銃器等が用いられているものもあり、地域社会に対する大きな脅威となっている。

また、近年、特に暴力団情勢が緊迫している福岡県においては、各都府県警察からの機動隊員や捜査員の派遣、改正暴力団対策法に基づく特定危険指定・特定抗争指定等の各種対策を推進してきたところ、24年12月以降、道仁会と九州誠道会（現・浪川睦会）との対立抗争に起因するとみられる不法行為の発生はみられず、26年6月には、両団体に対する特定抗争指定の期限の延長を行わなかったほか、特定危険指定暴力団等工藤會の総裁等の検挙、事業者襲撃等事件の発生の減少等、一定の成果がみられているところであるが、引き続き、警戒活動を徹底して市民の安全確保を図りつつ、未解決事件の被疑者の早期検挙に向けた捜査を強力に推進している。

このほか、引き続き、最大の暴力団である山口組とこれを支える弘道会に対して、全国警察が一体となった取締りを推進するとともに、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者等に対する暴力団情報の提供と保護対策の強化等に取り組んでいる。

2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

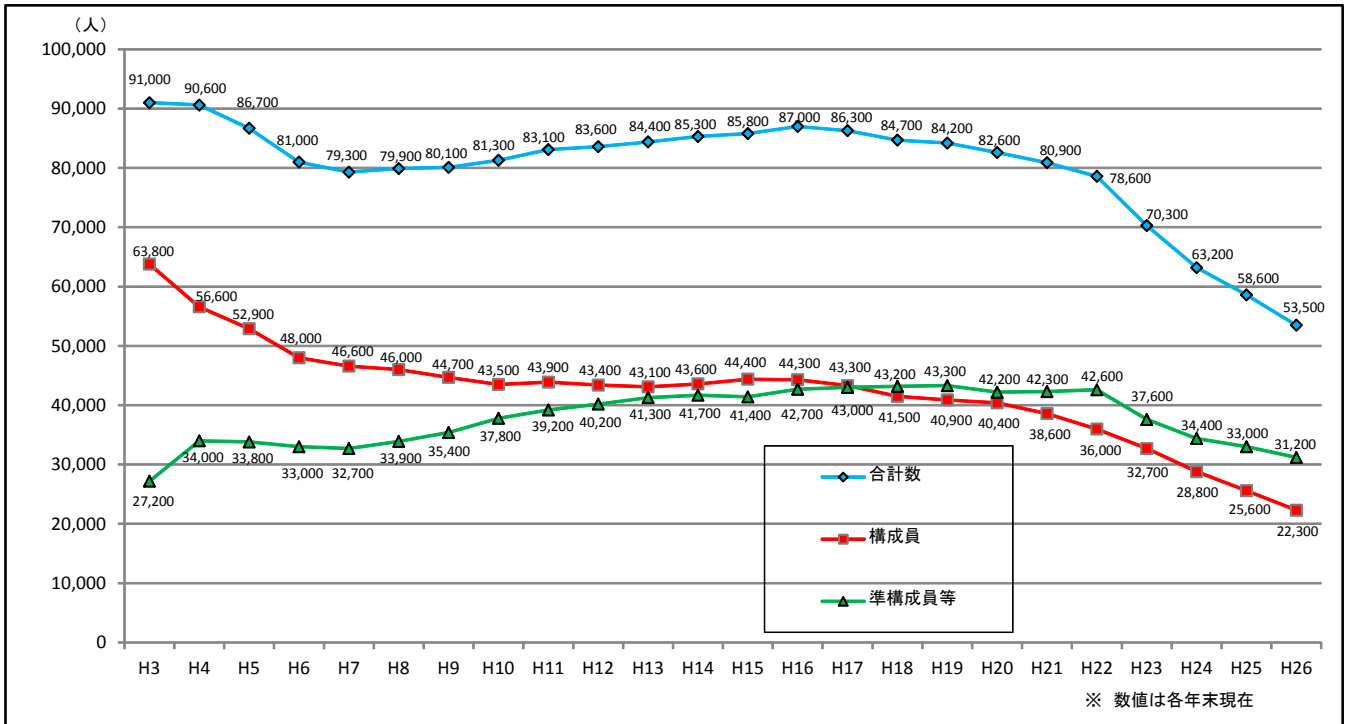
(1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、16年以降減少傾向にあるところ、26年末現在53,500人^注で、前年に比べ5,100人減少し、5年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新した。うち、暴力団構成員の数は22,300人で、前年に比べ3,300人減少し、9年連続で暴力団対策法施行後最少を更新した。準構成員等の数は31,200人で、前年に比べ1,800人減少した（**図表1—1**）。

また、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等の数は38,500人（全暴力団構成員等の72.0%）で、このうち暴力団構成員の数は16,600人（全暴力団構成員の74.4%）であり、主要3団体による寡占状態が続いている。

中でも山口組は、全暴力団構成員等の数の43.7%（うち構成員については全暴力団構成員の46.2%）を占めており、依然として一極集中の状態が顕著である（**図表1—2**）。

図表 1—1 暴力団構成員等の推移



図表 1—2 主要3団体の暴力団構成員等の比較

| | | 21年末 | 22年末 | 23年末 | 24年末 | 25年末 | 26年末 | 前年比増減 | 26年末の全暴力団構成員等に占める割合 | |
|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------|---------------------|
| 主要3団体 | 六代目山口組 | 構成員 | 19,000 | 17,300 | 15,200 | 13,100 | 11,600 | 10,300 | -1,300 | 43.7% (構成員46.2%) |
| | | 準構成員等 | 17,400 | 17,600 | 15,800 | 14,600 | 14,100 | 13,100 | -1,000 | |
| | | 計 | 36,400 | 34,900 | 31,000 | 27,700 | 25,700 | 23,400 | -2,300 | |
| | 住吉会 | 構成員 | 6,100 | 5,900 | 5,600 | 5,000 | 4,200 | 3,400 | -800 | 15.9% (構成員15.2%) |
| | | 準構成員等 | 6,700 | 6,700 | 6,100 | 5,500 | 5,300 | 5,100 | -200 | |
| | | 計 | 12,800 | 12,600 | 11,700 | 10,600 | 9,500 | 8,500 | -1,000 | |
| | 稲川会 | 構成員 | 4,700 | 4,500 | 4,000 | 3,700 | 3,300 | 2,900 | -400 | 12.4% (構成員13.0%) |
| | | 準構成員等 | 4,700 | 4,600 | 4,100 | 3,800 | 3,800 | 3,700 | -100 | |
| | | 計 | 9,400 | 9,100 | 8,100 | 7,600 | 7,000 | 6,600 | -400 | |
| 3団体合計 | | 構成員 | 29,800 | 27,700 | 24,800 | 21,800 | 19,100 | 16,600 | -2,500 | 72.0% (構成員74.4%) |
| | | 準構成員等 | 28,800 | 28,900 | 26,100 | 24,000 | 23,100 | 22,000 | -1,100 | |
| | | 計 | 58,600 | 56,600 | 50,900 | 45,800 | 42,300 | 38,500 | -3,800 | |

注：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、増減及び構成比は概数上のものである。

(2) 主要暴力団の動向

主要暴力団である山口組、住吉会及び稲川会の26年における主な動向は、次のとおりである。

ア 山口組の動向

山口組は、若頭の懲役刑が確定したことから、若頭の長期不在に備えて、統括委員長を中心とする執行部体制に移行した。

他団体に対しても、引き続き、いわゆる「親戚団体」を新年会に招いたり、祝い事等に幹部が出席するなどして、友好関係を維持している。

(7) 新年会の開催

1月、山口組総本部事務所において、いわゆる「親戚団体」である指定暴力団等8団体の代表者等を招き、組長の誕生日祝いを兼ねた新年会を開催した。

(4) 若頭の収監

恐喝で係争中(22年11月逮捕、24年6月保釈)であった若頭が、上告を取り下げて懲役6年の判決が確定し、6月、大阪拘置所に収監された(12月、府中刑務所へ移送)。

(5) 事始め式の実施

12月、山口組総本部事務所において、事始め式を実施し、27年の山口組指針「温故知新(山口組の歴史と伝統を重んじ、新たな時代に向けて更に大きく翔ぶ)」を発表した。

イ 住吉会の動向

住吉会は、組織のナンバー2である会長の継承人事を発表したほか、会長代行以下の主要役員を一新するなど、組織の強化及び活性化を図った。

(7) 新年会の開催

1月、埼玉県内の住吉会関連施設において、会長以下副会長以上の幹部が出席し、新年会を開催した。

(4) 会長及び新役員人事の発表

4月及び5月、会長以下、新設した「総務長」及び「総局長」を含む新役員人事を発表し、組織の強化を図った。

(5) 襲名式等の実施

5月、埼玉県内の住吉会関連施設において、新会長の襲名式及び盃儀式を行った。

ウ 稲川会の動向

稲川会は、傘下組織の内紛から、23年5月に同会を離脱した者が発足させた山梨侠友会との間で、拳銃発砲等を伴う対立抗争を継続している。

(7) 新年初顔合わせ会の開催

1月、神奈川県内の稲川会関連施設において、代表理事以上の幹部が出席し、初顔合わせ会を開催した。

(4) 新役員人事の発表

4月、新役員人事を発表し、組織の強化を図った。

(3) 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

ア 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋^{注1}及び会社ゴロ等（会社ゴロ^{注2}及び新聞ゴロ^{注3}をいう。以下同じ。）の数は、26年末現在、1,190人（前年比60人減）である（図表1-3）。

図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総会屋 | | 350 | 340 | 330 | 310 | 300 | 290 | 290 | 280 | 270 | 250 |
| | グループ構成員 ^{注4} | 80 | 90 | 90 | 80 | 70 | 60 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 単独人員 | 270 | 250 | 240 | 230 | 230 | 230 | 240 | 230 | 220 | 200 |
| 会社ゴロ等 | | 1,050 | 1,000 | 1,020 | 1,000 | 1,010 | 1,040 | 1,010 | 970 | 980 | 940 |
| | グループ構成員 | 50 | 60 | 80 | 70 | 60 | 70 | 40 | 30 | 30 | 20 |
| | 単独人員 | 1,000 | 940 | 940 | 930 | 950 | 970 | 970 | 940 | 950 | 920 |
| 合計 | | 1,400 | 1,340 | 1,350 | 1,310 | 1,310 | 1,330 | 1,300 | 1,250 | 1,250 | 1,190 |

注1：単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け又は受けようとしている者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不平等に付け込み、賛助会等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不平等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

イ 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ^{注1}及び政治活動標ぼうゴロ^{注2}をいう。）の数は、26年末現在、6,110人（前年比150人減）である（図表1-4）。

図表1-4 社会運動等標ぼうゴロの推移

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 社会運動標ぼうゴロ | | 860 | 820 | 810 | 750 | 790 | 860 | 920 | 620 | 660 | 610 |
| | グループ構成員 | 470 | 430 | 430 | 350 | 390 | 440 | 520 | 320 | 280 | 240 |
| | 単独人員 | 390 | 390 | 380 | 400 | 400 | 420 | 400 | 300 | 380 | 370 |
| 政治活動標ぼうゴロ | | 7,100 | 6,900 | 6,800 | 6,800 | 6,700 | 6,500 | 6,100 | 5,700 | 5,600 | 5,500 |
| | グループ構成員 | 5,400 | 5,200 | 5,100 | 5,100 | 5,000 | 5,100 | 4,600 | 4,200 | 4,200 | 4,100 |
| | 単独人員 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,400 | 1,500 | 1,500 | 1,400 | 1,400 |
| 合計 | | 7,960 | 7,720 | 7,610 | 7,550 | 7,490 | 7,360 | 7,020 | 6,320 | 6,260 | 6,110 |

注1：社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

3 暴力団犯罪の検挙状況等

(1) 全般的検挙状況

17年以降、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は減少傾向にあるところ、26年においては、22,495人と前年に比べ366人減少（過去5年間の平均比2,597人減少）している。主な罪種別では、傷害が2,696人、窃盗が2,296人、覚せい剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が5,966人で、前年に比べそれぞれ111人、174人、79人減少した。他方、詐欺は2,337人で、前年に比べ16人増加して過去最多となり、初めて窃盗の検挙人員を上回った（図表2-1、4）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は4,734人で前年に比べ599人減少（同1,229人減少）した（図表2-2）。また、暴力団構成員等の検挙件数は39,471件で、前年に比べ3,874件減少（同11,092件減少）している。主な罪種別では、窃盗が15,703件、詐欺が2,821件、覚せい剤取締法違反が8,665件で、前年に比べそれぞれ2,651件、256件、141件減少している（図表2-3）。

★ トピックス I

暴力団の特殊詐欺への関与

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称であり、振り込み詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち詐欺の検挙人員が占める割合が増加傾向にあり、26年においては10.4%を占めるところ、特殊詐欺の検挙人員（1,990人）のうち暴力団構成員等の占める割合は34.6%（689人）であった（前年比6.4ポイント増）。これらの者は、犯行グループのリーダーや中核メンバーのほか、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金を受け取りに行く「受け子」等、特殊詐欺に関する様々な役割を担っており、暴力団が特殊詐欺に関与して、その犯罪収益を資金源としている状況がうかがわれることから、警察においては、暴力団等の関与する特殊詐欺に関する情報の収集と、その一元的な集約・分析に基づき、特殊詐欺に関与する組織の実態解明及び捜査の推進に努めている。

【検挙事例】

- 極東会傘下組織幹部(35)らが共謀して被害者方に架電し、同人の息子になりすまして、「借金を背負ってしまった。」等とうそを言い、現金1,000万円の交付を受けだまし取った事例（警視庁、6月検挙）
- 住吉会傘下組織幹部(38)らが共謀して複数の被害者方に架電し、営業実態のない会社の架空の社債の購入話を持ちかけるなどして、現金合計6,000万円の交付を受けだまし取った事例（警視庁、11月及び12月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(33)らが共謀して複数の被害者方に架電し、存在しない会社の社債の購入話を持ちかけるなどして、現金合計4,200万円の交付を受けだまし取った事例（静岡、12月検挙）

図表 2-1 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

| 年次 | | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 前年比 | 過去5年平均比 | |
|--------------|------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------|
| 刑 | 殺人 | 204 | 178 | 133 | 102 | 119 | 140 | 21 | -7 | |
| | 強盗 | 581 | 560 | 482 | 463 | 357 | 384 | 27 | -105 | |
| | 放火 | 30 | 33 | 33 | 17 | 31 | 32 | 1 | 3 | |
| | 強姦 | 95 | 70 | 84 | 57 | 67 | 65 | -2 | -10 | |
| | 凶器準備集合 | 3 | 4 | 0 | 3 | 3 | 21 | 18 | 18 | |
| | 暴行 | 1,165 | 1,130 | 1,167 | 1,126 | 1,048 | 1,134 | 86 | 7 | |
| | 傷害 | 3,123 | 3,016 | 3,040 | 2,970 | 2,807 | 2,696 | -111 | -295 | |
| | 脅迫 | 543 | 536 | 589 | 617 | 595 | 627 | 32 | 51 | |
| | 恐喝 | 1,800 | 1,684 | 1,559 | 1,334 | 1,084 | 1,084 | 0 | -408 | |
| | 窃盗 | 3,136 | 3,329 | 3,538 | 2,794 | 2,470 | 2,296 | -174 | -757 | |
| | 詐欺 | 2,072 | 1,960 | 2,077 | 2,190 | 2,321 | 2,337 | 16 | 213 | |
| | 横領 | 64 | 82 | 94 | 79 | 71 | 71 | 0 | -7 | |
| | 文書偽造 | 350 | 317 | 330 | 256 | 306 | 311 | 5 | -1 | |
| | 法 | 賭博 | 789 | 652 | 405 | 511 | 294 | 366 | 72 | -164 |
| わいせつ物頒布等 | | 191 | 154 | 161 | 96 | 87 | 91 | 4 | -47 | |
| 公務執行妨害 | | 433 | 450 | 464 | 387 | 369 | 323 | -46 | -98 | |
| うち公契約関係競売等妨害 | | 21 | 11 | 14 | 4 | 3 | 0 | -3 | -11 | |
| 犯人蔵匿 | | 78 | 58 | 55 | 31 | 52 | 53 | 1 | -2 | |
| 証人威迫 | | 2 | 5 | 7 | 5 | 7 | 8 | 1 | 3 | |
| 逮捕監禁 | | 278 | 202 | 198 | 201 | 167 | 133 | -34 | -76 | |
| 信用毀損・威力業務妨害 | | 41 | 49 | 58 | 44 | 52 | 48 | -4 | -1 | |
| 器物損壊 | | 509 | 479 | 538 | 510 | 435 | 412 | -23 | -82 | |
| 暴力行為 | | 71 | 77 | 43 | 37 | 27 | 18 | -9 | -33 | |
| その他刑法犯 | | 754 | 757 | 750 | 676 | 678 | 603 | -75 | -120 | |
| 刑法犯合計 | | 16,312 | 15,782 | 15,805 | 14,506 | 13,447 | 13,253 | -194 | -1,917 | |
| 特別 | | 出入国管理・難民認定法 | 68 | 109 | 107 | 78 | 101 | 88 | -13 | -5 |
| | | 軽犯罪法 | 201 | 183 | 165 | 139 | 101 | 110 | 9 | -48 |
| | 酩酊者規制法 | 5 | 5 | 10 | 4 | 5 | 7 | 2 | 1 | |
| | 迷惑防止条例 | 234 | 290 | 296 | 343 | 364 | 449 | 85 | 144 | |
| | 暴力団対策法 | 10 | 4 | 14 | 3 | 5 | 4 | -1 | -3 | |
| | 自転車競技法 | 91 | 36 | 47 | 34 | 14 | 25 | 11 | -19 | |
| | 競馬法 | 35 | 14 | 21 | 14 | 2 | 0 | -2 | -17 | |
| | モーターボート競走法 | 53 | 73 | 134 | 31 | 39 | 38 | -1 | -28 | |
| | 小型自動車競走法 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 風営適正化法 | 454 | 469 | 601 | 544 | 570 | 495 | -75 | -33 | |
| | 青少年保護育成条例 | 103 | 81 | 98 | 68 | 49 | 59 | 10 | -21 | |
| | 売春防止法 | 135 | 122 | 133 | 103 | 203 | 149 | -54 | 10 | |
| | 児童福祉法 | 92 | 86 | 119 | 71 | 103 | 87 | -16 | -7 | |
| | 出資法 | 89 | 74 | 104 | 43 | 46 | 27 | -19 | -44 | |
| | 貸金業法 | 104 | 116 | 80 | 53 | 73 | 49 | -24 | -36 | |
| | 宅地建物取引業法 | 10 | 9 | 9 | 7 | 7 | 10 | 3 | 2 | |
| | 建設業法 | 14 | 23 | 31 | 24 | 23 | 20 | -3 | -3 | |
| | 銃刀法 | 424 | 328 | 355 | 282 | 219 | 246 | 27 | -76 | |
| | 火薬類取締法 | 3 | 2 | 3 | 3 | 4 | 0 | -4 | -3 | |
| | 麻薬等取締法 | 99 | 46 | 75 | 76 | 149 | 107 | -42 | 18 | |
| | あへん法 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | |
| | 大麻取締法 | 863 | 688 | 606 | 543 | 462 | 477 | 15 | -155 | |
| | 覚せい剤取締法 | 6,153 | 6,283 | 6,513 | 6,285 | 6,045 | 5,966 | -79 | -290 | |
| | 毒劇物法 | 196 | 161 | 124 | 89 | 65 | 54 | -11 | -73 | |
| | 廃棄物処理法 | 149 | 153 | 166 | 111 | 121 | 77 | -44 | -63 | |
| | 犯 | 労働基準法 | 2 | 1 | 9 | 11 | 13 | 8 | -5 | 1 |
| | | 職業安定法 | 17 | 22 | 26 | 16 | 39 | 19 | -20 | -5 |
| 健康保険法 | | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | -1 | -1 | |
| 労働者派遣法 | | 13 | 10 | 17 | 31 | 32 | 34 | 2 | 13 | |
| 旅券法 | | 10 | 18 | 15 | 23 | 26 | 22 | -4 | 4 | |
| 麻薬等特例法 | | 55 | 42 | 48 | 108 | 57 | 66 | 9 | 4 | |
| その他の特別法犯 | | 509 | 455 | 535 | 496 | 476 | 548 | 72 | 54 | |
| 特別法犯合計 | 10,191 | 9,904 | 10,464 | 9,633 | 9,414 | 9,242 | -172 | -679 | | |
| 総計 | 26,503 | 25,686 | 26,269 | 24,139 | 22,861 | 22,495 | -366 | -2,597 | | |

図表2-2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

| 年次 | | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 前年比 | 過去5年平均比 |
|-------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 刑 | 殺人 | 100 | 62 | 35 | 26 | 44 | 43 | -1 | -10 |
| | 強盗 | 153 | 127 | 120 | 81 | 78 | 65 | -13 | -47 |
| | 放火 | 1 | 7 | 6 | 4 | 0 | 0 | 0 | -4 |
| | 強姦 | 15 | 18 | 13 | 11 | 12 | 7 | -5 | -7 |
| | 凶器準備集合 | 3 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | -1 |
| | 暴行 | 356 | 362 | 302 | 318 | 297 | 274 | -23 | -53 |
| | 傷害 | 1,029 | 919 | 888 | 803 | 762 | 650 | -112 | -230 |
| | 脅迫 | 268 | 241 | 274 | 253 | 229 | 222 | -7 | -31 |
| | 恐喝 | 799 | 802 | 741 | 572 | 462 | 432 | -30 | -243 |
| | 窃盗 | 509 | 527 | 492 | 377 | 363 | 309 | -54 | -145 |
| | 詐欺 | 530 | 446 | 654 | 734 | 837 | 770 | -67 | 130 |
| | 横領 | 11 | 17 | 17 | 12 | 14 | 14 | 0 | 0 |
| | 文書偽造 | 114 | 104 | 94 | 84 | 107 | 137 | 30 | 36 |
| | 賭博 | 133 | 81 | 26 | 49 | 56 | 34 | -22 | -35 |
| | わいせつ物頒布等 | 20 | 6 | 14 | 7 | 3 | 6 | 3 | -4 |
| | 公務執行妨害 | 102 | 101 | 74 | 80 | 83 | 64 | -19 | -24 |
| | うち公契約関係競売等妨害 | 4 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | -2 |
| | 犯人蔵匿 | 18 | 15 | 21 | 16 | 20 | 16 | -4 | -2 |
| | 証人威迫 | 1 | 3 | 6 | 1 | 5 | 2 | -3 | -1 |
| | 逮捕監禁 | 147 | 71 | 51 | 74 | 55 | 60 | 5 | -20 |
| 信用毀損・威力業務妨害 | 18 | 10 | 19 | 15 | 8 | 23 | 15 | 9 | |
| 器物損壊 | 152 | 110 | 105 | 107 | 104 | 68 | -36 | -48 | |
| 暴力行為 | 38 | 34 | 21 | 14 | 15 | 7 | -8 | -17 | |
| その他刑法犯 | 186 | 169 | 153 | 145 | 170 | 111 | -59 | -54 | |
| 刑法犯合計 | 4,703 | 4,234 | 4,126 | 3,785 | 3,725 | 3,315 | -410 | -800 | |
| 特 | 出入国管理・難民認定法 | 2 | 4 | 6 | 15 | 13 | 5 | -8 | -3 |
| | 軽犯罪法 | 83 | 83 | 57 | 43 | 36 | 37 | 1 | -23 |
| | 酩酊者規制法 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | -2 | -1 |
| | 迷惑防止条例 | 37 | 39 | 29 | 35 | 27 | 34 | 7 | 1 |
| | 暴力団対策法 | 10 | 4 | 13 | 2 | 4 | 3 | -1 | -4 |
| | 自転車競技法 | 28 | 11 | 17 | 15 | 6 | 9 | 3 | -6 |
| | 競馬法 | 13 | 4 | 3 | 0 | 2 | 0 | -2 | -4 |
| | モーターボート競走法 | 11 | 11 | 16 | 10 | 16 | 3 | -13 | -10 |
| | 小型自動車競走法 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 風営適正化法 | 27 | 34 | 42 | 28 | 29 | 24 | -5 | -8 |
| | 青少年保護育成条例 | 20 | 21 | 14 | 14 | 12 | 8 | -4 | -8 |
| | 売春防止法 | 19 | 5 | 8 | 11 | 14 | 4 | -10 | -7 |
| | 児童福祉法 | 30 | 18 | 22 | 21 | 18 | 14 | -4 | -8 |
| | 出資法 | 29 | 18 | 18 | 15 | 12 | 5 | -7 | -13 |
| | 貸金業法 | 42 | 46 | 22 | 12 | 19 | 12 | -7 | -16 |
| | 宅地建物取引業法 | 4 | 8 | 0 | 1 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| | 建設業法 | 3 | 1 | 5 | 5 | 0 | 2 | 2 | -1 |
| | 銃刀法 | 150 | 81 | 92 | 87 | 62 | 61 | -1 | -33 |
| | 火薬類取締法 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | -1 |
| | 麻薬等取締法 | 10 | 6 | 25 | 8 | 29 | 15 | -14 | -1 |
| あへん法 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 大麻取締法 | 72 | 89 | 71 | 64 | 62 | 50 | -12 | -22 | |
| 覚せい剤取締法 | 1,286 | 1,313 | 1,207 | 1,150 | 1,109 | 979 | -130 | -234 | |
| 毒劇物法 | 27 | 15 | 14 | 6 | 3 | 2 | -1 | -11 | |
| 廃棄物処理法 | 29 | 35 | 33 | 16 | 10 | 8 | -2 | -17 | |
| 労働基準法 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 1 | |
| 職業安定法 | 4 | 11 | 2 | 3 | 5 | 6 | 1 | 1 | |
| 健康保険法 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 労働者派遣法 | 8 | 5 | 12 | 13 | 15 | 18 | 3 | 7 | |
| 旅券法 | 8 | 13 | 10 | 15 | 17 | 13 | -4 | 0 | |
| 麻薬等特例法 | 5 | 12 | 12 | 16 | 8 | 14 | 6 | 3 | |
| その他の特別法犯 | 114 | 95 | 103 | 118 | 78 | 88 | 10 | -14 | |
| 特別法犯合計 | 2,073 | 1,982 | 1,856 | 1,725 | 1,608 | 1,419 | -189 | -430 | |
| 総計 | 6,776 | 6,216 | 5,982 | 5,510 | 5,333 | 4,734 | -599 | -1,229 | |

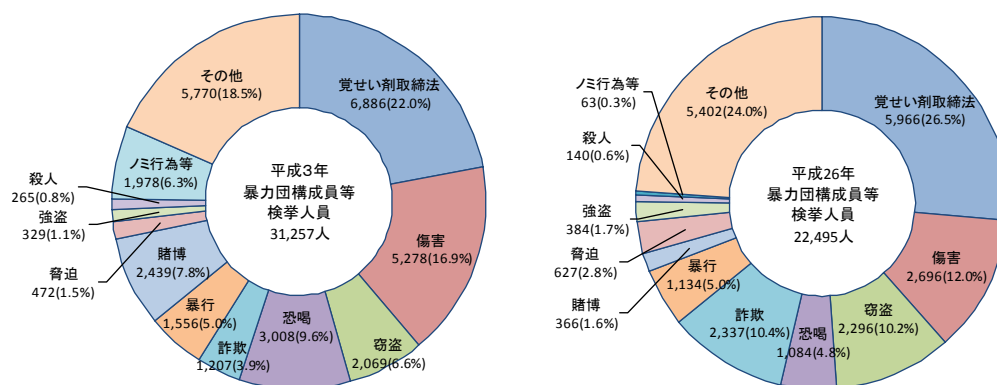
図表2-3 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

| 罪種名 | | 年次 | | | | | | 前年比 | 過去5年平均比 | |
|------------|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----|
| | | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | | | |
| 刑 | 殺人 | 132 | 121 | 108 | 87 | 78 | 94 | 16 | -11 | |
| | 強盗 | 473 | 366 | 387 | 378 | 299 | 271 | -28 | -110 | |
| | 放火 | 29 | 45 | 37 | 27 | 37 | 32 | -5 | -3 | |
| | 強姦 | 102 | 68 | 94 | 63 | 62 | 62 | 0 | -16 | |
| | 凶器準備集合 | 3 | 2 | 0 | 1 | 3 | 6 | 3 | 4 | |
| | 暴行 | 1,172 | 1,181 | 1,237 | 1,183 | 1,123 | 1,235 | 112 | 56 | |
| | 傷害 | 2,605 | 2,620 | 2,609 | 2,641 | 2,367 | 2,298 | -69 | -270 | |
| | 脅迫 | 511 | 513 | 561 | 599 | 574 | 610 | 36 | 58 | |
| | 恐喝 | 1,403 | 1,357 | 1,181 | 1,028 | 891 | 862 | -29 | -310 | |
| | 窃盗 | 24,749 | 23,667 | 24,916 | 22,605 | 18,354 | 15,703 | -2,651 | -7,155 | |
| | 詐欺 | 4,590 | 3,356 | 4,592 | 3,032 | 3,077 | 2,821 | -256 | -908 | |
| | 横領 | 86 | 92 | 104 | 86 | 74 | 69 | -5 | -19 | |
| | 文書偽造 | 760 | 510 | 444 | 356 | 366 | 301 | -65 | -186 | |
| | 賭博 | 277 | 143 | 132 | 297 | 70 | 106 | 36 | -78 | |
| 法 | わいせつ物頒布等 | 140 | 130 | 129 | 84 | 63 | 55 | -8 | -54 | |
| | 公務執行妨害 | 491 | 545 | 586 | 509 | 465 | 432 | -33 | -87 | |
| | うち公契約関係競売等妨害 | 8 | 6 | 6 | 5 | 1 | 0 | -1 | -5 | |
| | 犯人蔵匿 | 58 | 50 | 38 | 28 | 43 | 49 | 6 | 6 | |
| | 証人威迫 | 2 | 5 | 6 | 6 | 6 | 5 | -1 | 0 | |
| | 逮捕監禁 | 148 | 132 | 110 | 100 | 98 | 84 | -14 | -34 | |
| | 信用毀損・威力業務妨害 | 36 | 27 | 37 | 37 | 27 | 37 | 10 | 4 | |
| | 器物損壊 | 859 | 845 | 975 | 902 | 758 | 666 | -92 | -202 | |
| | 暴力行為 | 44 | 46 | 40 | 25 | 15 | 11 | -4 | -23 | |
| | その他刑法犯 | 1,387 | 1,548 | 1,292 | 1,279 | 1,098 | 1,074 | -24 | -247 | |
| | 刑法犯合計 | 40,057 | 37,369 | 39,615 | 35,353 | 29,948 | 26,883 | -3,065 | -9,585 | |
| | 特 | 出入国管理・難民認定法 | 93 | 119 | 112 | 86 | 115 | 106 | -9 | 1 |
| | | 軽犯罪法 | 230 | 200 | 185 | 150 | 113 | 130 | 17 | -46 |
| | | 酩酊者規制法 | 6 | 5 | 10 | 4 | 5 | 7 | 2 | 1 |
| 迷惑防止条例 | | 225 | 269 | 293 | 327 | 358 | 450 | 92 | 156 | |
| 暴力団対策法 | | 12 | 6 | 12 | 3 | 7 | 5 | -2 | -3 | |
| 自転車競技法 | | 32 | 16 | 38 | 15 | 5 | 12 | 7 | -9 | |
| 競馬法 | | 12 | 6 | 33 | 1 | 2 | 0 | -2 | -11 | |
| モーターボート競走法 | | 12 | 18 | 75 | 20 | 12 | 8 | -4 | -19 | |
| 小型自動車競走法 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 風営適正化法 | | 389 | 405 | 543 | 446 | 481 | 456 | -25 | 3 | |
| 青少年保護育成条例 | | 131 | 102 | 127 | 82 | 75 | 68 | -7 | -35 | |
| 売春防止法 | | 236 | 269 | 339 | 119 | 310 | 271 | -39 | 16 | |
| 児童福祉法 | | 88 | 76 | 115 | 65 | 73 | 75 | 2 | -8 | |
| 出資法 | | 122 | 108 | 113 | 54 | 45 | 39 | -6 | -49 | |
| 法 | 貸金業法 | 130 | 120 | 99 | 60 | 55 | 40 | -15 | -53 | |
| | 宅地建物取引業法 | 5 | 5 | 7 | 4 | 13 | 11 | -2 | 4 | |
| | 建設業法 | 11 | 13 | 20 | 14 | 10 | 8 | -2 | -6 | |
| | 銃刀法 | 557 | 460 | 518 | 419 | 335 | 321 | -14 | -137 | |
| | 火薬類取締法 | 14 | 8 | 8 | 5 | 8 | 11 | 3 | 2 | |
| | 麻薬等取締法 | 278 | 219 | 221 | 182 | 330 | 222 | -108 | -24 | |
| | あへん法 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | |
| | 大麻取締法 | 1,280 | 1,068 | 926 | 870 | 687 | 756 | 69 | -210 | |
| | 覚せい剤取締法 | 8,902 | 9,202 | 9,572 | 9,187 | 8,806 | 8,665 | -141 | -469 | |
| | 毒劇物法 | 232 | 183 | 146 | 97 | 79 | 62 | -17 | -85 | |
| | 廃棄物処理法 | 133 | 132 | 145 | 91 | 95 | 83 | -12 | -36 | |
| | 労働基準法 | 5 | 1 | 4 | 8 | 14 | 5 | -9 | -1 | |
| | 職業安定法 | 17 | 18 | 26 | 13 | 23 | 12 | -11 | -7 | |
| | 健康保険法 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | -1 | -1 | |
| 犯 | 労働者派遣法 | 12 | 9 | 22 | 20 | 23 | 26 | 3 | 9 | |
| | 旅券法 | 11 | 22 | 15 | 20 | 25 | 24 | -1 | 5 | |
| | 麻薬等特例法 | 75 | 58 | 77 | 133 | 80 | 103 | 23 | 18 | |
| | その他の特別法犯 | 2,544 | 543 | 679 | 636 | 1,211 | 610 | -601 | -513 | |
| | 特別法犯合計 | 15,798 | 13,662 | 14,483 | 13,131 | 13,397 | 12,588 | -809 | -1506 | |
| 総計 | 55,855 | 51,031 | 54,098 | 48,484 | 43,345 | 39,471 | -3,874 | -11,092 | | |

図表 2-4 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 29,626 | 28,417 | 27,169 | 26,064 | 26,503 | 25,686 | 26,269 | 24,139 | 22,861 | 22,495 |
| うち覚せい剤取締法違反 | 6,810 | 6,043 | 6,319 | 5,735 | 6,153 | 6,283 | 6,513 | 6,285 | 6,045 | 5,966 |
| うち傷害 | 3,972 | 3,881 | 3,580 | 3,219 | 3,123 | 3,016 | 3,040 | 2,970 | 2,807 | 2,696 |
| うち窃盗 | 3,198 | 3,139 | 3,050 | 3,028 | 3,136 | 3,329 | 3,538 | 2,794 | 2,470 | 2,296 |
| うち詐欺 | 1,712 | 1,785 | 1,743 | 1,846 | 2,072 | 1,960 | 2,077 | 2,190 | 2,321 | 2,337 |
| うち恐喝 | 2,619 | 2,523 | 2,175 | 2,013 | 1,800 | 1,684 | 1,559 | 1,334 | 1,084 | 1,084 |

(参考) 暴力団構成員等の罪種別検挙状況 (暴力団対策法施行前との比較)



(2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

17年以降、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しているところ、26年においても、18,224人と81.0%を占めている。このうち、山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、10,854人と約5割を占めている（図表2-5）。

図表 2-5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 暴力団構成員等の検挙人員 (人) | | 29,626 (8,725) | 28,417 (8,471) | 27,169 (7,766) | 26,064 (7,197) | 26,503 (6,776) | 25,686 (6,216) | 26,269 (5,982) | 24,139 (5,510) | 22,861 (5,333) | 22,495 (4,734) |
| うち山口組 | | 15,675 (4,459) | 15,139 (4,429) | 14,869 (4,000) | 14,261 (3,572) | 14,208 (3,217) | 13,728 (2,859) | 13,808 (2,755) | 12,566 (2,366) | 11,308 (2,325) | 10,854 (2,047) |
| うち住吉会 | | 4,464 (1,228) | 4,233 (1,214) | 3,721 (1,106) | 3,556 (1,068) | 3,632 (1,059) | 3,369 (997) | 3,770 (969) | 3,411 (964) | 3,708 (944) | 3,785 (834) |
| うち稲川会 | | 3,978 (1,297) | 4,022 (1,268) | 3,825 (1,235) | 3,819 (1,145) | 3,687 (1,079) | 3,725 (1,067) | 3,887 (1,059) | 3,645 (1,059) | 3,252 (1,014) | 3,585 (850) |
| 3団体合計 | | 24,117 (6,984) | 23,394 (6,911) | 22,415 (6,341) | 21,636 (5,785) | 21,527 (5,355) | 20,822 (4,923) | 21,465 (4,783) | 19,622 (4,389) | 18,268 (4,283) | 18,224 (3,731) |
| 全体に占める割合 (%) | | 81.4 (80.0) | 82.3 (81.6) | 82.5 (81.7) | 83.0 (80.4) | 81.2 (79.0) | 81.1 (79.2) | 81.7 (80.0) | 81.3 (79.7) | 79.9 (80.3) | 81.0 (78.8) |

注：() 内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

(3) 山口組・弘道会に対する集中取締り

近年の暴力団情勢は、山口組による一極集中が顕著であり、その弱体化を図るために、山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

26年においては、山口組直系組長14人（前年比6人増）、弘道会直系組長等（いわゆる「直参」）11人（同1人増）、弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）30人（同1人減）を検挙している（図表2-6）。

図表2-6 山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

| 区分 \ 年次 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 増減 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 山口組直系組長 | 2 | 4 | 6 | 25 | 17 | 23 | 8 | 14 | 6 |
| 弘道会直系組長等 | — | — | 3 | 11 | 19 | 5 | 10 | 11 | 1 |
| 弘道会直系組織幹部 | — | — | 14 | 32 | 42 | 27 | 31 | 30 | -1 |

※ 19年、20年については、弘道会直系組長等及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

【山口組直系組長の主要検挙事例】

- 山口組直系組長(47)が、組事務所内の組長室において、元配下組員の顔面を手拳で殴打し、膝蹴りする暴行を加え、鼻骨骨折等の傷害を負わせた事例（兵庫、5月検挙）

【弘道会直系組織幹部の主要検挙事例】

- 弘道会直系組織幹部(68)が、民事裁判の法廷内で、裁判の相手方に対し、「殺したる。」「なめとったらあかんぞ。」などと言って脅迫した上、同人の右肩付近をつかむ暴行を加えた事例（京都、2月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(44)が、入居者が暴力団員でないことが賃貸借契約締結の条件となっている賃貸アパートについて、自己が暴力団員であることを秘して、自己を入居者とする賃貸借契約を締結した事例（愛知、4月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(62)が、被害者の顔面等を手拳で殴打し、胸等を足蹴りする暴行を加え、両胸部打撲傷の傷害を負わせた事例（愛知、5月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(44)が、被害者の顔面を手拳で殴打する暴行を加え、鼻骨骨折等の傷害を負わせた事例（愛知、10月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(34)らが、飲食店従業員らに対し、「夜までに100万だ。」「なめとっちゃいかんぞ。」などと語気鋭く言い、金銭を脅し取ろうとした事例（警視庁、10月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(34)が、業として労働者を住宅等の除染工事現場に派遣し、表土のはぎ取り等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（埼玉、11月検挙）

(4) 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

ア 事業者襲撃等事件の発生状況

近年、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件^注が相次いで発生してきたところ、26年においては、5件発生（前年比18件減、過去5年間の平均比16件減）と大きく減少している（図表2-7）。26年中、過去に発生した事件を含めた8件を検挙したことに加え、近年事業者襲撃等事件の多発していた福岡県において、工藤會総裁等の幹部を検挙したことが、発生の抑止につながったと考えられる一方で、これらの事件の中には、拳銃が使用されているものもあり、事業者はもとより地域社会に対する大きな脅威となっている。

【発生事例】

- 団体役員親族に対する凶器使用殺人未遂事件（福岡、5月発生）
- 団体役員親族が関係する企業の元従業員に対する凶器使用傷害事件（福岡、7月発生）

【検挙事例】

- 広島県広島市内で、風俗店従業員の運転する自動車が襲撃され、パール様のものでフロントガラス等を叩き割られるなどした事件について、共政会傘下組織組長(45)らを組織的犯罪処罰法違反（組織的恐喝未遂等）で検挙した事例（広島、25年7月発生、26年4月検挙）
- 広島県広島市内の風俗店事務所が襲撃され、バット様のもので事務所内のテレビ等を破壊されるなどした事件について、共政会傘下組織組長(45)らを組織的犯罪処罰法違反（組織的恐喝未遂等）で検挙した事例（広島、25年7月発生、26年6月検挙）
- 群馬県渋川市内のビルが銃撃され、1階のガラスが割られるなどした事件について、松葉会傘下組織組員(38)を銃刀法違反及び建造物損壊で検挙した事例（群馬、25年6月発生、26年9月検挙）

図表2-7 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

| 年次 件数 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発生件数 | 16 | 24 | 18 | 15 | 29 | 21 | 23 | 5 | 151 |

注： 事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
 - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。）
 - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

イ 対立抗争事件の発生状況

26年においては、対立抗争に起因するとみられる不法行為が18回発生（前年比9回減、過去5年間の平均比6回増）している（**図表2-8**）が、これらはいずれも24年に発生した稲川会傘下組織と山梨狭友会との対立抗争に関するものである。これらの事件においては、住宅街において拳銃が発砲されるなどしており、地域社会に対する大きな脅威となっている。

【発生事例】

- 山梨狭友会幹部が帰宅しようとしたところ、自宅マンションの外階段において刃物で切りつけられ、負傷した事例（山梨、2月発生）
- 稲川会傘下組織幹部宅が銃撃され、同幹部宅の壁が損壊した事例（山梨、2月発生）
- 山梨狭友会系政治団体事務所敷地内に駐車中の街宣車が銃撃され、フロントガラスが損壊した事例（山梨、3月発生）
- 山梨狭友会幹部宅が銃撃され、同幹部宅の窓ガラス等が損壊した事例（山梨、11月発生）
- 山梨狭友会幹部らが乗車する車両が銃撃され、同幹部らが負傷した事例（山梨、12月発生）

図表2-8 対立抗争事件の発生状況の推移

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------|----|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|
| 発生事件数(件) | | 6 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| うち山口組関与事件数 | | 6 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 発生回数(回) | | 18 | 15 | 18 | 6 | 4 | 0 | 13 | 14 | 27 | 18 |
| うち銃器使用回数 | | 11 | 8 | 12 | 3 | 1 | 0 | 9 | 7 | 20 | 9 |
| 銃器使用率(%) | | 61.1 | 53.3 | 66.7 | 50.0 | 25.0 | 0.0 | 69.2 | 50.0 | 74.1 | 50.0 |
| 死者数(人) | | 2 | 0 | 8 | 3 | 2 | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| うち暴力団構成員等以外 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負傷者数(人) | | 4 | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 3 | 3 |
| うち暴力団構成員等以外 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

★ トピックス II

工藤會に対する集中取締り

1 特定危険指定暴力団等としての指定等

福岡県においては、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が多発していたところ、24年以降、各都府県警察から機動隊員や捜査員を派遣し、警戒活動及び取締りを強化した。その後、25年2月に、各都府県警察から派遣される機動隊員の人員を大幅に増強するとともに、同年5月には、新たに4都府県警察から捜査員を応援派遣し、更なる捜査・警戒体制の強化を図った。このほか、福岡県警察においては、同年3月、警察本部組織犯罪対策課に約110名体制の保護対策室を設置し、暴力団犯罪被害者等に対する保護対策の強化を図った。24年12月には、福岡県及び山口県の各公安委員会が工藤會を特定危険指定暴力団等として指定（25年12月及び26年12月にそれぞれ期限を1年間延長）したほか、25年6月には、福岡県警察が、特定危険指定暴力団等の構成員による暴力的要求行為を処罰する改正暴力団対策法の規定を全国で初めて適用し、工藤會傘下組織組員を検挙したほか、同年10月にも、同法違反で工藤會傘下組織組員らを検挙している。

2 工藤會総裁等の検挙

このように、暴力団対策法の規定も効果的に活用しつつ、工藤會に対する徹底した取締りと警戒を講じてきたところ、26年9月及び同年10月には、工藤會総裁、同会長等の幹部を逮捕するに至った。

(1) 殺人等事件の検挙

10年に発生した、元漁業協同組合長が射殺された事件につき、26年9月、工藤會総裁及び同会長を殺人等で逮捕した。

(2) 組織的殺人未遂事件の検挙

25年に発生した、女性看護師が刃物で突き刺されるなどした事件につき、26年9月から同年10月までに、工藤會総裁、同会長、同理事長らを含む幹部組員等を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）違反（組織的殺人未遂）で逮捕した。

3 特定危険指定暴力団等の事務所使用制限命令の発出

さらに、これらの事件等に関連して、特定危険指定暴力団等の警戒区域内に所在する工藤會の4か所の事務所が、「多数の指定暴力団員の集合の用」等に供されるおそれがあると認められたことから、暴力団対策法の規定に基づき、福岡県公安委員会は、26年11月、これらの事務所について事務所使用制限命令を発出した。対立抗争事件以外で事務所使用制限命令を発出したのは初めてのことである。

今後とも、未解決事件の捜査を徹底し、暴力団対策法を的確に運用しながら、工藤會の弱体化・壊滅に向けた取組を推進していく。

(5) 銃器発砲事件の発生状況

17年以降、減少傾向にあった暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、23年及び25年に増加に転じたものの、26年においては19件と前年に比べ16件減少（過去5年の平均比7件減）した。これらの事件による死者はなく（前年比2人減、過去5年間の平均比4人減）、負傷者は3人（前年比1人増、過去5年間の平均比3人減）となっている（**図表2-9**）ものの、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所である住宅街で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

【発生事例】

- 無職男性の自宅が銃撃されて、窓ガラス等が損壊した事例（栃木、4月発生）
- 民家が銃撃されて、玄関ドア等が損壊した事例（警視庁、7月発生）

【検挙事例】

- 住吉会傘下組織組長(65)が、上部組織事務所において、殺意をもって同上部組織組長に向けて拳銃を発射し、全治約3か月の傷害を負わせた事例（警視庁、8月発生、9月検挙）

図表2-9 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

| 区分 \ 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発砲事件数(件) | 51 | 36 | 41 | 32 | 22 | 17 | 33 | 25 | 35 | 19 |
| うち対立抗争によるもの | 11 | 8 | 12 | 3 | 1 | 0 | 9 | 7 | 20 | 9 |
| 死者数(人) | 7 | 2 | 12 | 8 | 6 | 6 | 5 | 3 | 2 | 0 |
| 負傷者数(人) | 6 | 8 | 7 | 5 | 8 | 3 | 7 | 11 | 2 | 3 |

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

(6) 拳銃押収丁数

17年以降、暴力団からの拳銃押収丁数は減少傾向にあったところ、26年においては、104丁と前年に比べ30丁増加（過去5年間の平均比4丁減少）している（**図表2-10**）。依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

- 元稲川会傘下組織組長(53)が、共犯被疑者の自宅等に拳銃3丁及び機関拳銃2丁を、それぞれに適合する実包合計約480発と共に隠匿していた事例（警視庁、2月押収）

図表 2-10 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

| 区分 | 年次 | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 押収拳銃総数(丁) | 243 | 204 | 231 | 166 | 148 | 98 | 123 | 95 | 74 | 104 | |
| 真正銃(丁) | 216 | 187 | 223 | 158 | 129 | 96 | 112 | 89 | 69 | 98 | |
| | 88.9% | 91.7% | 96.5% | 95.2% | 87.2% | 98.0% | 91.1% | 93.7% | 93.2% | 94.2% | |
| 改造銃(丁) | 27 | 17 | 8 | 8 | 19 | 2 | 11 | 6 | 5 | 6 | |
| | 11.1% | 8.3% | 3.5% | 4.8% | 12.8% | 2.0% | 8.9% | 6.3% | 6.8% | 5.8% | |

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

(7) 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

26年における暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の加重処罰関係の規定等の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙が6件（前年比増減なし）であった。

なお、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙はなかった（前年比増減なし）（図表2-11）。

- 共政会傘下組織組長(45)が、系列組長や配下組員らと共謀し、組織として風俗店からみかじめ料の名目で金銭を脅し取ろうとした事例（広島、2月検挙）
- 工藤會総裁(67)が、同會幹部らと共謀し、組織として女性看護師を殺害しようとした事例（福岡、9月～10月検挙）

図表 2-11 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（件数）

| 区分 | 年次 | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 組織的な犯罪の加重処罰規定(3条) | 26 | 16 | 16 | 12 | 17 | 18 | 6 | 3 | 6 | 6 | |
| 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条) | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | |

(8) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 26年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

17年以降、詐欺の検挙人員が増加傾向にあるところ（図表2-4参照）、26年においても、暴力団構成員等の詐欺の検挙人員は前年に比べ増加しており、暴力団が詐欺を資金獲得の手段としている傾向は続いているとみられる。

また、26年においても、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が敢行されており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

【詐欺事犯】

- 山口組傘下組織組員(30)らが、債権購入のトラブル解決名目で現金をだまし取ろうと企て、弁護士になりすまして電話をかけるなどして、現金をだまし取った事例（北海道、3月検挙）

- 山口組傘下組織組員(39)が、生活扶助等の生活保護費を受給開始後に暴力団員として活動を始めたことから、その旨を福祉事務所長に届け出なければならない義務があるにもかかわらず、引き続き生活保護費名目で現金をだまし取ろうと企て、あえてその事実を隠して申告せず現金をだまし取った事例(岩手、4月検挙)

イ 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況

26年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、不法収益等による法人等経営支配について規定した第9条違反を6年ぶりに検挙した。また、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反は26件で、前年に比べ9件減少し、犯罪収益等収受について規定した第11条違反は28件で、前年に比べ12件減少している。

なお、第23条に規定する起訴前没収保全命令の適用は45件で、前年に比べ9件減少している(図表2-12)。

【法人等経営支配事件】

- 元会社役員(43)らが、融資金詐欺により得た犯罪収益を流用して、新たに株式会社を設立した事例(広島・岡山、11月検挙)

【犯罪収益等隠匿事件】

- 山口組傘下組織組長(45)が、労働者派遣法違反に係る犯罪収益の帰属を仮装しようとして、派遣禁止業務について行った労働者派遣事業に関する対価である派遣料等の受領に際して、同人が管理する他人名義の銀行口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した事例(大阪、2月検挙)

【犯罪収益等収受事件】

- 稲川会傘下組織組員(50)が、違法風俗店が得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら収受した事例(群馬、2月検挙)
- 山口組傘下組織幹部(39)らが、賭博業者が得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら収受した事例(兵庫、3月検挙)
- 山口組傘下組織組長(72)らが、インターネット賭博店が得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら収受した事例(大阪、10月検挙)
- 工藤會傘下組織組員(35)が、違法風俗店が得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら収受した事例(福岡、11月検挙)

図表 2-12 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（件数）

| 区分 | 年次 | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 法人等経営支配(9条) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 犯罪収益等隠匿(10条) | 21 | 18 | 35 | 41 | 49 | 46 | 43 | 27 | 35 | 26 | |
| 犯罪収益等收受(11条) | 27 | 35 | 25 | 21 | 41 | 44 | 38 | 28 | 40 | 28 | |
| 起訴前の没収保全命令(23条) | 0 | 3 | 7 | 21 | 23 | 36 | 30 | 39 | 54 | 45 | |

図表 2-13 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（26年 前提犯罪の内訳・件数）

| 前提犯罪の罪種名 | 9条 | 10条 | 11条 | 23条 | 合計 |
|----------|----|-----|-----|-----|-----|
| 恐喝・恐喝未遂 | | 1 | | | 1 |
| 詐欺 | 1 | 4 | 7 | 3 | 15 |
| 賭博等 | | | 3 | 7 | 10 |
| 窃盗 | | 7 | 2 | | 9 |
| 売春防止法 | | 1 | 8 | 9 | 18 |
| 風営適正化法 | | 2 | 5 | 14 | 21 |
| わいせつ物頒布等 | | 1 | | 1 | 2 |
| 児童ポルノ法 | | 1 | | 1 | 2 |
| 貸金業法・出資法 | | 6 | 1 | 4 | 11 |
| 労働者派遣法 | | 3 | 2 | 2 | 7 |
| 自転車競技法 | | | | 4 | 4 |
| 合計 | 1 | 26 | 28 | 45 | 100 |

ウ 伝統的資金獲得犯罪

17年以降、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^註（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、50%前後で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合が6～7%台で推移していることからすると、高いといえる（図表 2-14、15）。

26年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は、7,479人（前年比1人増、過去5年間の平均比927人減）で、暴力団構成員等の総検挙人員の33.2%（前年比0.5ポイント増、過去5年間の平均比0.3ポイント減）を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる。

注：公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。

【覚醒剤取引事犯】

- 稲川会傘下組織組長(64)が、営利目的で覚醒剤を取引した事例（群馬、2月検挙）
- 山口組傘下組織組員(40)らが、営利目的でレターパックを利用し覚醒剤を取引した事例（岡山、9月検挙）
- 工藤会傘下組織幹部(34)らが、営利目的で宅配便を利用し覚醒剤を取引した事例（愛媛、11月検挙）

【恐喝事犯】

- 山口組傘下組織組長(58)が、被害者の債務に関する情報を得て、「あなたの身边を色々な方法で調べさせてもらった。早くケリを付けんと、家を競売にかけるぞ。」などと告げ、現金を脅し取った事例（島根、5月検挙）
- 山口組傘下組織組長(43)らが、飲食店経営者に対し、「俺等は自分達で動かなくてもよそから人を呼んできてやらせることだってできるからな。」などと告げ、みかじめ料の名目で現金を脅し取ろうとした事例（岩手、5月検挙）
- 小桜一家傘下組織組長(55)らが、知人の暴力団員が被害者の供述により覚せい剤取締法違反で服役したことに因縁をつけ、被害者に対し、「〇〇(知人の暴力団員)に迷惑かけたから。とりあえず100万でも作らんか。」などと告げ、現金を脅し取った事例（鹿児島、5月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(47)が、風俗店経営者に対し、「金を払わなきゃ、夜の街にいられなくするぞ。」などと告げ、みかじめ料の名目で現金を脅し取ろうとした事例（静岡、7月検挙）
- 山口組傘下組織組員(45)が、被害者が同組員からの電話連絡に対応しなかったため、知人から得る予定の金が取得できなかった旨の作り話で因縁をつけ、「ほんまやったら〇〇(知人)から70万入る予定やったのに30万しか入って来んなったんじゃ。どう責任とるんぞ。」「本当に埋めるぞ。」などと告げ、現金を脅し取った事例（愛媛、9月検挙）

【賭博事犯】

- 山口組傘下組織組長(50)らが、いわゆる高校野球賭博の賭博場を開張して利益を収めた事例（和歌山、1月検挙）
- 山口組傘下組織組員(38)らが、2014FIFAワールドカップブラジル大会の試合を利用して賭博場を開張して利益を収めた事例（愛媛、7月検挙）

図表 2-14 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 暴力団構成員等の総検挙人員 (人) | | 29,626 (8,725) | 28,417 (8,471) | 27,169 (7,766) | 26,064 (7,197) | 26,503 (6,776) | 25,686 (6,216) | 26,269 (5,982) | 24,139 (5,510) | 22,861 (5,333) | 22,495 (4,734) |
| うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員 (人) | | 10,467 (3,083) | 9,412 (2,749) | 9,275 (2,565) | 8,517 (2,344) | 8,921 (2,270) | 8,742 (2,222) | 8,680 (2,010) | 8,209 (1,796) | 7,478 (1,651) | 7,479 (1,457) |
| | 割合 (%) | 35.3 (35.3) | 33.1 (32.5) | 34.1 (33.0) | 32.7 (32.6) | 33.7 (33.5) | 34.0 (35.7) | 33.0 (33.6) | 34.0 (32.6) | 32.7 (31.0) | 33.2 (30.8) |
| | 覚せい剤取締法違反 | 6,810 (1,688) | 6,043 (1,445) | 6,319 (1,403) | 5,735 (1,181) | 6,153 (1,286) | 6,283 (1,313) | 6,513 (1,207) | 6,285 (1,150) | 6,045 (1,109) | 5,966 (979) |
| | 恐喝 | 2,619 (1,232) | 2,523 (1,197) | 2,175 (1,005) | 2,013 (1,006) | 1,800 (799) | 1,684 (802) | 1,559 (741) | 1,334 (572) | 1,084 (462) | 1,084 (432) |
| | 賭博 | 845 (97) | 685 (66) | 648 (107) | 639 (107) | 789 (133) | 652 (81) | 405 (26) | 511 (49) | 294 (56) | 366 (34) |
| | ノミ行為等 | 193 (66) | 161 (41) | 133 (50) | 130 (50) | 179 (52) | 123 (26) | 203 (36) | 79 (25) | 55 (24) | 63 (12) |

注：() 内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表 2-15 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 伝統的資金獲得犯罪の合計 | | 10,467 | 9,412 | 9,275 | 8,517 | 8,921 | 8,742 | 8,680 | 8,209 | 7,478 | 7,479 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 48.2% | 50.0% | 49.6% | 50.5% | 52.2% | 51.2% | 53.6% | 53.3% | 52.9% | 53.3% |
| 覚せい剤取締法違反 | | 6,810 | 6,043 | 6,319 | 5,735 | 6,153 | 6,283 | 6,513 | 6,285 | 6,045 | 5,966 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 51.4% | 52.6% | 53.1% | 52.7% | 53.3% | 52.9% | 55.3% | 55.2% | 56.1% | 55.3% |
| 恐喝 | | 2,619 | 2,523 | 2,175 | 2,013 | 1,800 | 1,684 | 1,559 | 1,334 | 1,084 | 1,084 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 40.7% | 43.7% | 43.0% | 45.0% | 45.4% | 44.8% | 46.9% | 43.7% | 42.3% | 44.1% |
| 賭博 | | 845 | 685 | 648 | 639 | 789 | 652 | 405 | 511 | 294 | 366 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 47.7% | 49.7% | 42.4% | 47.0% | 57.3% | 49.7% | 44.9% | 58.3% | 40.6% | 49.8% |
| ノミ行為等 | | 193 | 161 | 133 | 130 | 179 | 123 | 203 | 79 | 55 | 63 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 83.5% | 87.0% | 65.2% | 77.4% | 87.7% | 96.9% | 97.6% | 94.0% | 82.1% | 98.4% |

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総検挙人員 | | 465,713 | 467,397 | 452,116 | 420,346 | 415,076 | 399,998 | 378,201 | 356,389 | 328,113 | 316,965 |
| うち暴力団構成員等の検挙人員 | | 29,626 | 28,417 | 27,169 | 26,064 | 26,503 | 25,686 | 26,269 | 24,139 | 22,861 | 22,495 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 6.4% | 6.1% | 6.0% | 6.2% | 6.4% | 6.4% | 6.9% | 6.8% | 7.0% | 7.1% |

エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

(7) 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（図表 2-16、17）。

- 山口組傘下組織組長(43)が、金銭の貸付けを行うに当たり、法定の利息を超える利息の契約

をした事例（石川、2月検挙）

図表 2-16 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 暴力団構成員等の検挙人員 | | 72 | 96 | 125 | 130 | 104 | 116 | 80 | 53 | 73 | 49 |
| うち暴力団構成員の検挙人員 | | 29 | 39 | 46 | 50 | 42 | 46 | 22 | 12 | 19 | 12 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 32.0% | 36.4% | 33.1% | 40.9% | 37.8% | 39.2% | 37.9% | 29.4% | 43.7% | 33.3% |

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 2-17 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 暴力団構成員等の検挙人員 | | 90 | 93 | 115 | 126 | 89 | 74 | 104 | 43 | 46 | 27 |
| うち暴力団構成員の検挙人員 | | 35 | 29 | 23 | 36 | 29 | 18 | 18 | 15 | 12 | 5 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 20.7% | 22.6% | 21.5% | 25.5% | 22.5% | 25.1% | 34.2% | 22.9% | 27.7% | 16.5% |

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(イ) 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

- 建設会社経営者(45)が、工事現場に必要な専任の主任技術者を置いていないにもかかわらず、これを置いている旨の虚偽の工事経歴書等を提出した事例（大阪、4月検挙）

(ウ) 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる（図表 2-18）。

- 山口組傘下組織組長(45)が、労働者を工事現場に派遣し、解体作業に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（大阪、1月検挙）
- 稲川会傘下組織組長(45)らが、労働者を工事現場に派遣し、基礎工事等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（千葉、4月検挙）
- 極東会傘下組織幹部(38)らが、労働者を工事現場に派遣し、足場組立等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（静岡、8月検挙）
- 松葉会傘下組織幹部(30)が、厚生労働大臣の許可を受けずに、労働者を原子力発電所関連業務作業員として派遣し、労働者派遣事業を行った事例（福島、10月検挙）

図表 2-18 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 区分 \ 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 暴力団構成員等の検挙人員 | 12 | 19 | 7 | 16 | 13 | 10 | 17 | 31 | 32 | 34 |
| うち暴力団構成員の検挙人員 | 8 | 5 | 6 | 6 | 8 | 5 | 12 | 13 | 15 | 18 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | 32.4% | 37.3% | 17.9% | 48.5% | 43.3% | 58.8% | 41.5% | 73.8% | 86.5% | 87.2% |

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(I) 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして売春等に関与し、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

- 会社役員(37)らが、店舗型性風俗特殊営業店従業員が売春を行う際、情を知りながら場所を提供した事例（沖縄、6月検挙）
- 山口組傘下組織組員(41)が、自己が経営する無店舗型性風俗特殊営業店でいわゆるデリバリヘルス嬢として稼働することを勧誘し、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、労働者の募集を行った事例（愛媛、11月検挙）

オ 企業対象暴力及び行政対象暴力

26年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は523件（前年比48件減）となっている。このうち、企業対象暴力事犯は419件（同16件減）、行政対象暴力事犯は104件（同32件減）となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は232人（同70人減）、検挙件数は147件（同56件減）であった。

(7) 企業対象暴力

暴力団構成員等の反社会的勢力が、依然として、企業に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

なお、26年においては、会社法（利益受供与・利益供与要求）違反で検挙した事例はなかった。

- 住吉会傘下組織幹部(51)らが、同幹部の関連会社に道路工事を請け負わせようと企て、同工事への入札を予定していた建設会社役員に対し、「命の保証はないよ。やくざの会社なんだぞ。」などと告げ、入札の辞退を迫った事例（警視庁、3月検挙）

(I) 行政対象暴力

暴力団構成員等の反社会的勢力が、依然として、行政に対して不当な要求を行っている実態がうかがえる。

- 松葉会傘下組織組長(49)が、市が発注した雨水排水管理設工の交通誘導員が1名であったことに因縁をつけ、同市役所職員に対し、「市長に面会したいと言っといて。本当に大変なこ

とになるよ。」などと言い、市長への面会の取り次ぎ等をさせようと脅迫した事例（茨城、6月検挙）

- 山口組傘下組織幹部(43)が、公共職業安定所職員に対し、「脅迫やったら、脅迫したるでな
んぼでも。得意やから、それで飯食ってきたから。」などと告げ、脅迫した事例（和歌山、6
月検挙）
- 共政会傘下組織幹部(61)が、自己が申請した生活保護受給の却下の通知を市職員から受ける
に際して、同職員に対し、「殺しちゃる。」「殴っちゃろうか。」などと怒鳴り、同職員の職
務の執行を妨害した事例（広島、10月検挙）

カ 金融・不良債権関連事犯

26年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は26件で、前年に比べ10件減少し
た（図表2-19）。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが26件と前年に比べ8件減少して
おり、競売入札妨害事件等の債権回収過程におけるものの検挙はなかった。

- 山口組傘下組織組長(44)が、会社役員と共謀の上、金融機関に対し、同組長が暴力団員でなく
同会社で稼働し報酬を得た事実があるように装い、内容虚偽の源泉徴収票等を提出するなどして
オートローン融資を申し込み、融資金をだまし取った事例（石川、1月検挙）
- 元会社役員(42)らが、金融機関に対し、内容虚偽の決算報告書等を提出するなどして、公的融
資制度である中小企業融資制度に係る一般振興融資を申し込み、融資金をだまし取った事例（広
島・岡山、6月検挙）
- 山口組傘下組織組長(45)が、信販会社に対し、自己が暴力団員ではなく定職を有し継続的に一
定の収入を得ているかのように装い、オートローン融資を申し込み、融資金をだまし取った事例
（徳島、11月検挙）
- 松葉会傘下組織組員(48)らが、金融機関に対し、内容虚偽の融資申込書等を提出するなどして、
県が小規模企業に向けて融資を行う事業資金融資制度に係る融資を申し込み、融資金をだまし取
った事例（群馬、11月検挙）

図表2-19 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数の推移

| 区分 \ 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 融資過程 | 12 | 14 | 15 | 12 | 39 | 33 | 45 | 28 | 34 | 26 |
| 債権回収過程 | 38 | 21 | 10 | 6 | 6 | 2 | 9 | 11 | 2 | 0 |
| 合計 | 51 | 36 | 25 | 18 | 45 | 35 | 54 | 39 | 36 | 26 |

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成17年及び平成18年の合計にはそれぞれ「その他の金融機関の役職員による犯罪」1件を含む。

4 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

26年における暴力団の指定状況は次のとおりである。なお、26年末現在、21団体が指定暴力団として指定されている（**図表3-1**）。

- ア 2月24日、三代目俠道会が広島県公安委員会により第8回目の指定を受けた。
- イ 2月24日、太州会が福岡県公安委員会により第8回目の指定を受けた。
- ウ 2月24日、浪川睦会が福岡県公安委員会により第3回目の指定を受けた。
- エ 5月19日、九代目酒梅組が大阪府公安委員会により第8回目の指定を受けた。
- オ 7月14日、極東会が東京都公安委員会により第8回目の指定を受けた。
- カ 7月28日、二代目東組が大阪府公安委員会により第8回目の指定を受けた。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

17年以降、中止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、26年においては、1,687件と前年に比べ60件減少している（**図表3-2**）。なお、暴力団対策法施行後の中止命令の累計は44,368件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,192件（前年比47件増）と全体の70.7%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが240件（同3件減）と全体の14.2%を、それぞれ占めている（**図表3-3**）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが503件（同80件減）、みかじめ料要求（4号）に対するものが277件（同109件増）、用心棒料等要求（5号）に対するものが318件（同33件増）となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が18件（同12件減）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が209件（同11件増）となっている。

団体別では、山口組に対するものが687件（同29件増）と最も多く、全体の40.7%を占め、次いで住吉会315件（同8件減）、稲川会228件（同9件増）の順となっている（**図表3-3**）。

- 稲川会傘下組織幹部(36)らが、ホテル業等を営む会社が管理する施設の利用を申し込んだ際、これを拒絶した従業員に対し、「以前はウチの組の義理事で貸してくれたじゃないですか。以前は借りていたことが世間にばれたら変な噂が流れますよ。」などと告げて、暴力団の威力を示して当該会社に関する事実を宣伝しないことの対償として金品等の供与を要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（神奈川、2月）
- 住吉会傘下組織組員(39)が、知人男性に対し、「俺も、うちの上にあげる金が必要なんだよ。20万貸してくれ。」などと告げて、暴力団の威力を示して金銭の貸付けをみだりに要求したことから、これを継続等してはならないことを命じた事例（警視庁、3月）

- 山口組傘下組織組員(42)が、マッサージ業を営む女性に対し、所属する組織の名称及び自己の名前を告げた上で、「ここらで商売するんやったら、うちに月1万円払ってくれや。払わんのやったら出て行け。」などと告げて、暴力団の威力を示して同所で営業することを容認する対償として金品等の供与を要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例(大阪、6月)
- 松葉会傘下組織幹部(49)が、市職員に対し、「こういう業者を指定さしとくつーのは、どういいう指定さしとくの。こんでもお宅らは、そのまま置いとくの。」「処分どーすんだか、よく考えてさ、お宅らが。」「俺もずーっと政治団体持っててさ、民族派みてーな事もやって、まあ会長ということで。こういうことはね、糾弾していかねーとね。」などと告げて、暴力団の威力を示して業者の公共工事に係る入札参加資格の停止という不利益処分をすることを要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例(茨城、7月)
- 山口組傘下組織組員(30)が、かねてより暴力団に加入するよう勧誘していた少年に対し、「ヤクザになれ、舎弟になれ。」と告げて、暴力団に加入することを強要し、同少年を困惑させたことから、同少年に対する暴力団への加入の強要等をしてはならないことを命じた事例(北海道、1月)

図表3-2 行政命令の発出件数の推移

| 区分 \ 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中止命令 | 2,668 | 2,488 | 2,427 | 2,270 | 2,119 | 2,130 | 2,064 | 1,823 | 1,747 | 1,687 |
| 再発防止命令 | 112 | 128 | 110 | 86 | 65 | 85 | 93 | 81 | 62 | 39 |
| 請求妨害防止命令 | — | — | — | 3 | 0 | 8 | 5 | 2 | 5 | 3 |
| 用心棒行為等防止命令 | — | — | — | — | — | — | — | — | 9 | 4 |
| 賞揚等禁止命令 | — | — | — | 61 | 30 | 8 | 14 | 12 | 2 | 2 |
| 事務所使用制限命令 | 1(1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27(1) | 17 | 0 | 4 |

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

イ 再発防止命令

18年以降、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、26年においては、39件と前年に比べ23件減少している(図表3-2)。なお、暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は1,751件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為(9条)に対するものが28件(前年比24件減)と全体の71.8%を、加入強要・脱退妨害(16条)に対するものが5件(同2件増)と全体の12.8%を、それぞれ占めている(図表3-3)。

暴力的要求行為(9条)に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求(2号)に対するものが12件(同5件減)、みかじめ料要求(4号)に対するものが6件(同13件減)、用心棒料等要求(5号)に対するものが9件(同増減なし)となっている。また、加入強要・脱退妨

害（16条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が1件（同1件増）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が4件（同2件増）となっている。

団体別では、山口組に対するものが17件（同14件減）と最も多く、全体の43.6%を占め、次いで住吉会6件（同2件増）、稲川会6件（同11件減）の順となっている（**図表3-3**）。

- 太州会傘下組織組員(33)が、知人男性に対し、自己が暴力団員であることを告げた上で、「1ヶ月後、90万一括で払え。嫌なら、今から連れ出して殺してもいいんぞ。」などと告げ、暴力団の威力を示して金品等の贈与をみだりに要求したため中止命令を発出していたものであるが、他の者に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（福岡、1月）
- 双愛会傘下組織幹部(36)が、知人男性に対し、自己が所属する組織の団体の名称を使用することを許容した上で、「年末も近くなってきたので、お飾り回ってくれないか。」などと告げ、暴力団の威力を示して、営業を営む者に対し正月用飾り物の購入を要求することを要求したものであるが、同人に対し、これ以外にも正月用飾り物の購入を要求することを要求したことから、1年間、更に反復してこれと類似の準暴力的要求行為の要求等をしてはならないことを命じた事例（千葉、4月）
- 松葉会傘下組織幹部(29)が、継続してみかじめ料を支払わされていたコンパニオン派遣会社の経営者から、「頼むからみかじめ勘弁してもらえないかな。」などと今後のみかじめ料の支払を拒絶された際、「こんな話オヤジにもっていけねえべ。」「みかじめ出せねえなら店なんかやめちまえ。」などと告げ、暴力団の威力を示して同所で営業することを容認する対償として金品等の供与を要求したため中止命令を発出していたものであるが、他の者に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（福島、5月）
- 稲川会傘下組織組員(33)が、同じ組織の組員から、「すいません。もうまじめにやりたいです。」と暴力団から脱退することを告げられた際、「てめえ、なめたこと言いやがって。どうすんだよ、くそガキ。」「とりあえず事務所に行くぞ。」などと告げ、同組員を威迫して暴力団からの脱退を妨害したため中止命令を発出していたものであるが、他の者に対しても同様の行為をしたことから、1年間、更に反復して暴力団からの脱退を妨害してはならないことなどを命じた事例（埼玉、9月）
- 山口組傘下組織組員(29)が、かねてから事務所当番に就かせるなど暴力団に加入することを勧誘していた男性から、暴力団への加入を拒絶された際、「俺が許さん限り、許可出さん限り、お前は今のままや。」「お前の居場所は分かってるからな、甘く見るなよ。」などと告げ、同男性を威迫して暴力団に加入することを強要したため中止命令を発出していたものであるが、他の者に対しても同様の行為をしたことから、1年間、更に反復して暴力団への加入強要等をしてはならないことを命じた事例（長崎、11月）

ウ 請求妨害防止命令

26年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出件数は3件で、前年に比べて2件減少している（**図表3-2**）。これらの命令は、全て山口組に対するものである（**図表3-3**）。

- 山口組傘下組織組員が暴力団と付き合わない方針を示した飲食店に放火して従業員を死亡させる等した事件について、同従業員の遺族が山口組傘下組織組長(59)に対して損害賠償請求訴訟を提起したことから、同組長に対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害すること等をしてはならないことを命じた事例（愛知、6月）

エ 用心棒行為等防止命令

26年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は4件で、前年に比べて5件減少している（**図表3-2**）。団体別では、山口組に対するものが2件（前年比6件減）、住吉会に対するものが1件（同増減なし）、稲川会に対するものが1件（同1件増）となっている（**図表3-3**）

- 住吉会傘下組織組員(43)が、縄張内に所在する飲食店の経営者に対し、「エンソ代3万円だけ頼むよ」等と告げ、用心棒の役務を提供することを約束した後、実際にその役務を提供したが、その後も同約束が継続していると認められることから、同経営者等のために用心棒の役務を提供することなどをしてはならないことを命じた事例（埼玉、5月）

オ 禁止命令

26年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は2件（前年比増減なし）である（**図表3-2**）。同命令は、山口組と親和会に対するものである（**図表3-3**）。

- 山口組と親和会との間で発生した対立抗争に関して、親和会本部事務所等に拳銃を発砲して刑に処せられた山口組傘下組織組員が所属する組織が代替わりしたことに伴い、新たに就任した山口組傘下組織組長(48)に対し、同組員に対して、出所祝い、放免祝いその他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益を供与することなどをしてはならない旨を命じた事例（香川、6月）
- 山口組と親和会との間で発生した対立抗争に関して、山口組傘下組織の事務所に拳銃を発砲して刑に処せられた親和会幹部(43)が出所することに伴い、同人に対して、親和会の他の暴力団員から出所祝い、放免祝いその他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益の供与を受けることなどをしてはならない旨を命じた事例（香川、8月）

カ 事務所使用制限命令

26年における事務所使用制限命令の発出は4件（前年比4件増）である（**図表3-2**）。これらの命令は、全て特定危険指定暴力団等に指定されている工藤會に対するものである（**図表3-3**）。

(3) 命令違反事件の検挙状況

26年における命令違反事件の検挙件数は4件で、前年に比べて1件減少している。

- 住吉会傘下組織幹部(38)は、縄張内で営業を営む者に対し、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求することなどを禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、飲食店の従業員に対し、「お金を払わないと店をオープンさせることはできない。」などと告げ、金品等の供与を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例(栃木、11月検挙)

図表3 - 1

指定暴力団一覧表(21団体)

| 番号 | 名 称 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 代表する者 | 勢 力 範 囲 | 構 成 員 数 |
|----|---------------|-----------------------------|-------|-----------|----------|
| 1 | 六 代 目 山 口 組 | 兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1 | 篠田 建市 | 1都1道2府40県 | 約10,300人 |
| 2 | 稲 川 会 | 東京都港区六本木7-8-4 | 辛 炳圭 | 1都1道17県 | 約2,900人 |
| 3 | 住 吉 会 | 東京都港区赤坂6-4-21 | 西口 茂男 | 1都1道1府15県 | 約3,400人 |
| 4 | 五 代 目 工 藤 會 | 福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12 | 野村 悟 | 3県 | 約520人 |
| 5 | 旭 琉 會 | 沖縄県沖縄市上地2-14-17 | 富永 清 | 県内 | 約470人 |
| 6 | 六代目会津小鉄会 | 京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1 | 馬場 美次 | 1道1府 | 約160人 |
| 7 | 五 代 目 共 政 会 | 広島県広島市南区南大河町18-10 | 守屋 輯 | 県内 | 約190人 |
| 8 | 七 代 目 合 田 一 家 | 山口県下関市竹崎町3-13-6 | 金 教煥 | 3県 | 約90人 |
| 9 | 四 代 目 小 桜 一 家 | 鹿児島県鹿児島市甲突町9-1 | 平岡 喜榮 | 県内 | 約70人 |
| 10 | 四 代 目 浅 野 組 | 岡山県笠岡市笠岡615-11 | 森田 文靖 | 2県 | 約100人 |
| 11 | 道 仁 会 | 福岡県久留米市京町247-6 | 小林 哲治 | 4県 | 約570人 |
| 12 | 二 代 目 親 和 会 | 香川県高松市塩上町2-14-4 | 吉良 博文 | 県内 | 約50人 |
| 13 | 双 愛 会 | 千葉県市原市潤井戸1343-8 | 塩島 正則 | 2県 | 約190人 |
| 14 | 三 代 目 俠 道 会 | 広島県尾道市山波町3025-1 | 渡邊 望 | 5県 | 約120人 |
| 15 | 太 州 会 | 福岡県田川市大字弓削田1314-1 | 日高 博 | 県内 | 約140人 |
| 16 | 九 代 目 酒 梅 組 | 大阪府大阪市西成区太子1-3-17 | 吉村 三男 | 府内 | 約40人 |
| 17 | 極 東 会 | 東京都豊島区西池袋1-29-5 | 曹 圭化 | 1都1道13県 | 約800人 |
| 18 | 二 代 目 東 組 | 大阪府大阪市西成区山王1-11-8 | 滝本 博司 | 府内 | 約150人 |
| 19 | 松 葉 会 | 東京都台東区西浅草2-9-8 | 荻野 義朗 | 1都1道8県 | 約820人 |
| 20 | 三 代 目 福 博 会 | 福岡県福岡市博多区千代5-18-15 | 金 寅純 | 4県 | 約180人 |
| 21 | 浪 川 睦 会 | 福岡県大牟田市上官町2-4-2 | 朴 政浩 | 1都5県 | 約250人 |

注：1 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成26年末のものを示している。

2 平成26年末における全暴力団構成員数(約22,300人)に占める指定暴力団構成員数(約21,500人)の比率は96.4%である。

図表3-3 平成26年における中止命令等適用状況

| ○ 形態別 | | 区分 | 中止命令 | その他の命令 |
|-----------|-----|--------------------|-------|--------|
| 9 条 | 1号 | 人の弱みにつけ込む金品等要求行為 | 4 | 0 |
| | 2号 | 不当贈与要求行為 | 503 | 12 |
| | 3号 | 不当下請等要求行為 | 4 | 0 |
| | 4号 | みかじめ料要求行為 | 277 | 6 |
| | 5号 | 用心棒料等要求行為 | 318 | 9 |
| | 6号 | 高利債権取立行為 | 24 | 1 |
| | 7号 | 不当債権取立行為 | 5 | 0 |
| | 8号 | 不当債務免除要求行為 | 28 | 0 |
| | 9号 | 不当貸付要求行為 | 13 | 0 |
| | 10号 | 不当金融商品取引要求行為 | 0 | 0 |
| | 11号 | 不当自己株式買取等要求行為 | 0 | 0 |
| | 12号 | 不当預貯金受入要求行為 | 0 | 0 |
| | 13号 | 不当地上げ行為 | 1 | 0 |
| | 14号 | 競売等妨害行為 | 0 | 0 |
| | 15号 | 不当宅地等取引要求行為 | 1 | 0 |
| | 16号 | 不当宅地賃借要求行為 | 0 | 0 |
| | 17号 | 不当建設工事要求行為 | 0 | 0 |
| | 18号 | 不当施設利用要求行為 | 0 | 0 |
| | 19号 | 不当示談介入行為 | 1 | 0 |
| | 20号 | 因縁をつけての金品等要求行為 | 11 | 0 |
| | 21号 | 不当許認可等要求行為 | 0 | 0 |
| | 22号 | 不当許認可等排除要求行為 | 2 | 0 |
| | 23号 | 不当入札参加要求行為 | 0 | 0 |
| | 24号 | 不当入札排除要求行為 | 0 | 0 |
| | 25号 | 談合入札要求行為 | 0 | 0 |
| | 26号 | 不当公契約排除要求行為 | 0 | 0 |
| | 27号 | 不当公契約下請等あっせん要求行為 | 0 | 0 |
| 小計 | | | 1,192 | 28 |
| 10 条 | 1項 | 暴力的要求行為の要求等 | — | 0 |
| | 2項 | 暴力的要求行為の現場立会援助 | 201 | — |
| 小計 | | | 201 | 0 |
| 12条の2 | | | — | 2 |
| 12条の3 | | | — | 3 |
| 12条の5 | | | 29 | 1 |
| 15 条 | 1項 | 指定暴力団相互の対立抗争 | — | 0 |
| | 3項 | 指定暴力団内部の対立抗争 | — | 0 |
| 小計 | | | — | 0 |
| 16 条 | 1項 | 少年に対する加入強要・脱退妨害 | 18 | 1 |
| | 2項 | 威迫による加入強要・脱退妨害 | 209 | 4 |
| | 3項 | 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 | 13 | 0 |
| 小計 | | | 240 | 5 |
| 17条 | | | — | 0 |
| 20条 | | | 8 | 0 |
| 21条 | | | — | 0 |
| 24条 | | | 7 | 0 |
| 25条 | | | — | 0 |
| 29条 | | | 7 | — |
| 30条の2 | | | 0 | 3 |
| 30条の5 | | | — | 2 |
| 30条 の6 | 1項 | 用心棒の役務提供等 | 3 | 4 |
| | 2項 | 用心棒行為等の要求等 | — | 0 |
| 小計 | | | 3 | 4 |
| 30条の9 | | | 0 | 0 |
| 30条の11-1項 | | | — | 4 |
| 合計 | | | 1,687 | 52 |

※ 「その他の命令」のうち、15条及び30条の11-1項は事務所使用制限命令、30条の2は請求妨害防止命令、30条の5は賞揚等禁止命令、30条の6-1項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令で、これら以外は再発防止命令のことである。

| ○ 団体別 | | 区分 | 中止命令 | 再発防止命令 | 請求妨害防止命令 | 用心棒行為等防止命令 | 賞揚等禁止命令 | 事務所使用制限命令 |
|------------|--|----|-------|--------|----------|------------|---------|-----------|
| 団体別 | | 区分 | 中止命令 | 再発防止命令 | 請求妨害防止命令 | 用心棒行為等防止命令 | 賞揚等禁止命令 | 事務所使用制限命令 |
| 六代目山口組 | | | 687 | 17 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 稲川会 | | | 228 | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 住吉会 | | | 315 | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 五代目工藤會 | | | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 旭琉會 | | | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 六代目会津小鉄会 | | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 五代目共政会 | | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 七代目合田一家 | | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 四代目小桜一家 | | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 四代目浅野組 | | | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道仁会 | | | 16 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 二代目親和会 | | | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 双愛会 | | | 13 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三代目俠道会 | | | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 太州会 | | | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 九代目酒梅組 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 極東会 | | | 61 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 二代目東組 | | | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 松葉会 | | | 84 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三代目福博会 | | | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 浪川睦会 | | | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定暴力団構成員以外 | | | 205 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | | 1,687 | 39 | 3 | 4 | 2 | 4 |

5 暴力団排除条例の施行状況等

(1) 条例の制定及び施行

23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。また、26年においては、5月に鹿児島、6月に熊本、7月に京都において、それぞれの府県の暴力団情勢を踏まえた改正条例が施行されている。

なお、市町村における条例については、26年末までに41都府県（青森、宮城、秋田、山形、福島、東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄）内の全市町村で制定され、他の都道府県の市町村においても、制定に向けた動きが見られる。

(2) 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。26年における実施件数は、勧告が51件、中止命令が7件、検挙が5件となっている（25年は勧告が71件、指導が2件、中止命令が7件、検挙が3件）。

ア 勧告等事例

- 建築リフォーム会社が、稲川会傘下組織幹部(39)から依頼された組事務所の改装工事を請け負ったことから、同会社と同幹部に対し、勧告を実施した事例（神奈川、1月）
- 露天商を営む事業者(43)が、暴力団の威力を利用する目的で、山口組傘下組織組長(43)らに現金を供与したことから、同事業者と同組長らに対し、勧告を実施した事例（愛知、3月）
- 飲食店経営者(38)が、条例で定める暴力団排除特別強化地域において、山口組傘下組織幹部(46)に、他の客から未払い飲食代金名目で現金を取り立ててもらった上、同幹部の飲食代金の支払いを免除したことから、同経営者と同幹部に対し、勧告を実施した事例（福井、6月）
- 飲食店経営者(57)が、住吉会傘下組織幹部(71)からの依頼を受け、同組織の行事のために同店宴会場を提供したことから、同経営者と同幹部に対し、勧告を実施した事例（警視庁、7月）
- 共政会傘下組織組員(34)が、16歳から17歳の少年3名を暴力団事務所に立ち入らせたことから、同組員に対し、中止命令を発出した事例（広島、10月）
- 飲食店等を営む計12事業者が、みかじめ料名目で工藤會傘下組織幹部(41)に現金を供与したことから、同事業者と同幹部に対し、勧告を実施した事例（福岡、10月）

イ 検挙事例

- 太州会傘下組織組長(47)らが、条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域内に暴力団事務所を開設し、運営したことから、条例違反として検挙した事例（福岡、1月検挙）
- 山口組傘下組織組長(40)らが、条例で定める暴力団排除特別区域において、飲食店経営者らから用心棒料を受けていたことから、条例違反として同組長らと同経営者らを検挙した事例（愛知、6～7月）

6 暴力団排除等の推進

(1) 公共部門における暴力団排除

ア 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国や地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

(7) 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（18年12月開催）において、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び②「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

- 24年9月までに、警察庁とすべての省庁（1府11省1庁）が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築した。
- 12月、警察庁と国土交通省との間で、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた緊急かつ時限的措置として同省が行う外国人建設就労者受入事業及び外国人造船就労者受入事業からの暴力団排除を徹底するための合意書を締結した。

(4) 地方自治体における取組

① 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

また、10月、地方自治法施行令が改正され、一般競争入札の参加資格に暴力団排除規定が導入されたことから、入札参加者からの暴力団排除が、全国的・統一的に行われることとなった。

② 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団構成員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

- 26年中、秋田県、石川県、山口県及び大分県において、県が行う全ての公共事業等を対象に暴力団排除条項を整備した。これにより44都道府県において同条項の整備が完了した。

(参考)

地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

平成26年12月末現在

| | 暴力団排除条項 | | 下請・再委託契約 | | 通報報告制度 | |
|--------------|---------|-------|----------|-------|--------|-------|
| | 都道府県 | 市区町村 | 都道府県 | 市区町村 | 都道府県 | 市区町村 |
| 公共工事 | 47 | 1,727 | 47 | 1,609 | 46 | 1,384 |
| 測量・建設コンサルタント | 47 | 1,722 | 47 | 1,593 | 46 | 1,385 |
| 役務提供 | 46 | 1,563 | — | — | 44 | 1,242 |
| 物品・資材調達 | 47 | 1,562 | — | — | 44 | 1,230 |
| 公有財産売却 | 46 | 1,377 | — | — | — | — |

※ 自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,741

③ 主な排除事例

- 建設会社役員を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反で検挙したところ、その捜査の過程で、同人が工藤傘下組織幹部と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していたことが判明したことから、県等に通報し、公共工事から排除した事例（福岡、2月）
- 建設業法違反の捜査の過程で、建設会社役員が山口組傘下組織組員と社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明したことから、国等に通報し、公共工事から排除した事例（大阪、3月）
- 山口組傘下組織組長及び建設会社役員らを貨物自動車運送事業法違反で検挙したところ、その捜査の過程で、同役員らが同組長と社会的に非難される関係を有していたことが判明したことから、県及び市に通報し、公共工事から排除した事例（宮崎、4月）
- 山口組傘下組織幹部及び設備会社役員を詐欺で検挙したところ、その捜査の過程で、同役員が同幹部に積極的に便宜を供与するなど密接な関係を有していたことが判明したことから、県及び町に通報し、公共事業から排除した事例（三重、6月）
- 住吉会傘下組織幹部らを暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙したところ、その捜査の過程で、建設会社役員が同幹部と社会的に非難される密接な関係を有していたことが判明したことから、都及び都下各自治体に通報し、公共事業から排除した事例（警視庁、6月）
- 山口組傘下組織幹部を威力業務妨害で検挙したところ、その捜査の過程で、同幹部の下請参入要請に社員を同行させるなど社会的に非難されるべき関係を有している建設会社が判明したことから、県に通報し、公共工事から排除した事例（鹿児島、11月）

イ 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用により、暴力団関係企業の排除を進めている。

なお、6月には、建設業法等の一部を改正する法律、宅地建物取引業法の一部を改正する法律及び建築士法の一部を改正する法律が成立し、建設業法、浄化槽法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、宅地建物取引業法及び建築士法に暴力団排除条項が盛り込まれた。

- 国からの照会に基づいて特定労働者派遣事業の届出業者を調査したところ、同業者の代表者が元山口組傘下組織組員であることが判明したことから、その旨国に回答し、同業者に対し、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じた事例(宮城、3月)
- 職務強要等で政治団体役員を検挙したところ、その捜査の過程で、同役員が山口組傘下組織幹部と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したことから、府等に通報し、府が同役員が経営する会社の建設業許可及び産業廃棄物収集運搬業許可を取り消した事例(大阪、3月)

ウ その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

- 大阪府警察からの情報提供により、生活保護受給者が生活保護開始決定後に暴力団員として活動を始めたことが判明したことから、山口組傘下組織組員を詐欺で検挙し、支給が廃止された事例(鹿児島、6月)

(2) 民間部門における暴力団排除

ア 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。)の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則(①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止)の履行に取り組んでいるところである。

26年7月、企業指針に基づく取組状況等を把握するため、24年に続いて企業に対するアンケート調査を実施したところ(回答2,703社)、前回調査と比較して、過去5年間に不当要求を受けたことのある企業の割合は減少(11.7%→4.0%)した。また、このうち実際に不当要求に応じた企業も減少(62社→22社)した。さらに、指針を知っていたと回答した企業のうち、契約書等に暴力団排除条項を設けるなど何らかの取組を行った企業の割合が増加(73.4%→79.9%)するなど、指針を知っている企業における自主的な取組は進展していることがうかがわれた。他方、大規模企業に比べ、個人事業主や小規模企業の中には、指針を知らなかったり、取組に遅れがある企業もみられたことから、引き続き、関係省庁と緊密に連携しつつ、企業指針の普及啓発を行っている。

イ 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、18年、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、証券保安連絡会を立ち上げ、21年3月、日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」と

して国家公安委員会の登録を受けた上、22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに25年1月には、警察庁のサーバと同協会のサーバを接続し、同協会又はその会員各社に設置された照会端末を利用して、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団構成員等該当性について各社から照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

ウ 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。26年3月には、福島県商工3団体が暴力団排除対策連絡協議会を発足させるなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

エ 祭礼・露店からの暴力団排除

警察においては、暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

- 露天商で組織された中小企業等協同組合法における県の認可法人「和歌山県神農連合協同組合」が、組合の定款に暴力団排除条項を導入するなど、警察と連携して暴力団排除に取り組んでいる事例（和歌山、4月）

(3) 地域・住民による暴力団排除

ア 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、26年末現在で14件提起されており、その状況は、係争中8件、和解等による解決6件となっている。

イ 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

- 賃貸物件が住吉会傘下組織事務所として使用されていた事案につき、物件所有者が賃貸借契約の解除を求める訴訟を提起したことから、警察が情報提供等の必要な支援を行っていたとこ

ろ、和解が成立し、事務所が撤去された事例（茨城、11月）

(4) 暴力団排除活動に対する支援

ア 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員(略称「PO」(Protection Officer))をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

イ 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、23年12月及び25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行うこととした。

(5) 都道府県センターの活動状況

ア 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

26年中の暴力団関係相談の受理件数は5万3,487件（前年比6,389件増）であり、このうち警察で2万4,183件（同553件増）、都道府県センターで2万9,304件（同5,836件増）を受理した（**図表4-1**）。

- 都道府県センターが、「元暴力団組長から多額の現金を要求されて困っている」旨の相談を受理し、速やかに警察に引き継ぎ、警察において恐喝で元山口組傘下組織組長を検挙した事例（奈良、11月）

図表4-1 暴力団相談の受理件数

| 区分 | 年次 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談受理件数 | | 35,156 | 36,172 | 33,944 | 34,616 | 35,127 | 36,870 | 40,971 | 46,351 | 47,098 | 53,487 |
| | うち警察 | 18,461 | 18,191 | 15,893 | 16,371 | 16,186 | 17,035 | 19,472 | 22,369 | 23,630 | 24,183 |
| | うちセンター | 16,695 | 17,981 | 18,051 | 18,245 | 18,941 | 19,835 | 21,499 | 23,982 | 23,468 | 29,304 |

イ 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

26年4月現在の不当要求防止責任者の数は51万4,237人で、25年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は1,976回、同講習の受講人数は延べ7万9,327人であった。

ウ 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰の状況

26年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員の数については、約490人（前年比約30人減）となっている（**図表4-2**）。

また、暴力団離脱者の刑務所出所後の社会復帰を促進するため、法務省と協議の上、25年4月から、警察の支援により暴力団を離脱し、仮釈放となった者の出所情報を警察と保護観察所が共有し、両者が連携して、就労及び定着に向けた支援を実施している。

- 都道府県センターにおいて、山口組傘下組織組員から「人生をやり直したい」旨の電子メールを受信したことから、同センター職員が同組員と接触して、離脱、就労支援等を行った結果、早期に就労に至った事例（兵庫）

図表4-2 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）

| 年次 区分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 離脱者 | 580 | 500 | 650 | 780 | 660 | 630 | 690 | 600 | 520 | 490 |

★ トピックス Ⅲ

適格都道府県センターへの認定

1 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の概要

国家公安委員会の認定を受けた都道府県センター(適格都道府県センター)が、指定暴力団等の事務所の付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとしたもの。

本制度の趣旨は、訴訟を起こした住民に対する暴力団からの報復のリスクや、住民の心理的負担を軽減するという点にある。

2 適格都道府県センター認定の経緯

26年7月の第6回認定により、全ての都道府県センターが適格都道府県センターとして認定された。

- 第1回認定(25年2月28日)
東京、埼玉、徳島、佐賀、大分
- 第2回認定(25年4月25日)
神奈川、福岡
- 第3回認定(25年7月25日)
山形、富山、愛知、兵庫、岡山、愛媛、長崎、熊本
- 第4回認定(25年10月24日)
青森、群馬、新潟、静岡、石川、大阪、鳥取、広島、宮崎
- 第5回認定(26年2月27日)
茨城、栃木、千葉、岐阜、滋賀、京都、奈良、和歌山、香川、沖縄
- 第6回認定(26年7月3日)
北海道、岩手、宮城、秋田、福島、山梨、長野、福井、三重、島根、山口、高知、鹿児島

3 活動事例

- 25年2月に適格都道府県センターとして認定を受けた徳島県暴力追放県民センターが、県内所在の山口組傘下組織事務所に対し、同年5月、全国で初めて内容証明郵便の送付による裁判外の事務所使用差止請求を行い、同年6月、同事務所の撤去に至った事例
- 25年10月に適格都道府県センターとして認定を受けた暴力追放広島県民会議が、県内所在の共政会傘下組織事務所に対し、26年2月、全国で初めて事務所の使用差止めを求める訴訟を提起し、27年1月、今後、同所を暴力団事務所として使用しない旨の和解が成立した事例

1 準暴力団の概要

近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている例がみられる。こうした集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、様々な資金獲得犯罪や各種の事業活動を行うことにより、効率的又は大規模に資金を獲得している状況がうかがわれる。平成26年末現在、警察では8集団を準暴力団と位置付け、実態解明の徹底及び違法行為の取締りの強化等に努めている。

2 準暴力団の概要（公表している4集団について）

(1) 関東連合OBグループ（活動地域：首都圏を中心に活動）

「関東連合」は、昭和48年頃に結成された関東地区の暴走族の連合体。平成15年8月に解散・消滅したが、その後、関東連合OBが暴走族時代の人的ネットワークを活用して離合集散を繰り返しつつ、暴力団の後ろ盾を得るなどして新たなグループを形成している。

(2) チャイニーズドラゴン（活動地域：首都圏を中心に活動）

中国残留邦人の子弟らが東京都内において結成した暴走族「怒羅権」に、その後、他の中国残留邦人の子弟らを中心とする不良グループが合流した集団で、首都圏を中心とした地域において、恐喝、特殊詐欺等の様々な犯罪を組織的に敢行している。

(3) 打越スペクターOBグループ（活動地域：東京都八王子市周辺で活動）

昭和63年頃に八王子地区の暴走族が結集して組織された暴走族「打越スペクター」のOB等を中心にグループが形成された。平成22年12月に発生した巣鴨四丁目男性所在不明事件においてメンバーら7人を逮捕していたが、警察庁指定重要指名手配していた主犯格の男についても平成27年1月、死体遺棄容疑で逮捕した。

(4) 大田連合OBグループ（活動地域：東京都大田区周辺で活動）

昭和58年頃に大田区の暴走族が結集して「大田連合」が組織されたが、メンバーの逮捕等により壊滅、再結成を繰り返していた。平成22年に「大田連合」自体は壊滅したものの、平成24年には対立グループとの抗争に備え、金属バット、鉄パイプ、ナイフ等の凶器を持って集合し抗争となるなど、大田連合OBを中心にグループを形成し活動している。

3 主な検挙事例

- 虚偽の住民届提出による電磁的公正証書原本不実記録・同供用等事件（宮城、1月検挙）
- 被害回復給付金名下特殊詐欺事件（警視庁、4月検挙）
- 池袋二丁目カフェ店内拳銃使用殺人事件（警視庁、7月検挙）
- アダルトサイト料金名下架空請求詐欺事件（警視庁、9月検挙）
- チャイニーズドラゴン葛西グループリーダーらによるみかじめ料名目の恐喝事件（警視庁、11月検挙）
- 巣鴨四丁目男性所在不明にかかる死体遺棄事件（警視庁、平成27年1月検挙）